

第五十五回国会 衆議院 産業公害対策特別委員会議録 第八号

昭和四十二年六月七日(水曜日)

午後一時四十三分開議

出席委員

委員長 八木 一男君

理事 天野 公義君 理事 奥野 誠亮君

理事 小山 省二君 理事 丹羽 兵助君

理事 板川 正吾君 理事 島本 虎三君

理事 折小野良一君

亀岡 高夫君 塩川正十郎君

砂田 重民君 葉梨 信行君

橋本龍太郎君 藤波 孝生君

三原 朝雄君 加藤 万吉君

河上 民雄君 工藤 良平君

中井徳次郎君 中谷 鉄也君

吉田 之久君 岡本 富夫君

出席國務大臣

厚生 大臣 坊 秀男君

運輸 大臣 大橋 武夫君

出席政府委員

経済企画庁水資 松本 茂君

源局長 田川 誠一君

厚生政務次官 館林 宣夫君

厚生省環境衛生 局長 宣夫君

通商産業省鉱山 局長 良彦君

運輸省海運局長 堀 武夫君

委員外の出席者

議員 角屋堅次郎君

議員 折小野良一君

農林省農地局計 画部長 上田 克巳君

食糧庁業務第二 部長 石田 徳君

通商産業省企業 局立地公害部長 馬場 一也君

運輸大臣官房審 議官 鈴木 珊吉君

運輸省海運局次 長 高林 康一君

運輸省海運局参 事官 野村 一彦君

海上保安庁警備 救難監 猪口 猛夫君

建設省河川局水 政課長 上妻 尚志君

委員中井徳次郎君 六月七日

委員中谷鉄也君が 同 中谷鉄也君が議長

委員中谷鉄也君が 同 委員中谷鉄也君

委員中谷鉄也君が 同 委員中谷鉄也君

委員中谷鉄也君が 同 委員中谷鉄也君

委員中谷鉄也君が 同 委員中谷鉄也君

委員中谷鉄也君が 同 委員中谷鉄也君

委員中谷鉄也君が 同 委員中谷鉄也君

委員中谷鉄也君が 同 委員中谷鉄也君

委員中谷鉄也君が 同 委員中谷鉄也君

委員中谷鉄也君が 同 委員中谷鉄也君

委員中谷鉄也君が 同 委員中谷鉄也君

委員中谷鉄也君が 同 委員中谷鉄也君

委員中谷鉄也君が 同 委員中谷鉄也君

委員中谷鉄也君が 同 委員中谷鉄也君

委員中谷鉄也君が 同 委員中谷鉄也君

委員中谷鉄也君が 同 委員中谷鉄也君

委員中谷鉄也君が 同 委員中谷鉄也君

委員中谷鉄也君が 同 委員中谷鉄也君

委員中谷鉄也君が 同 委員中谷鉄也君

委員中谷鉄也君が 同 委員中谷鉄也君

委員中谷鉄也君が 同 委員中谷鉄也君

委員中谷鉄也君が 同 委員中谷鉄也君

委員中谷鉄也君が 同 委員中谷鉄也君

委員中谷鉄也君が 同 委員中谷鉄也君

委員中谷鉄也君が 同 委員中谷鉄也君

委員中谷鉄也君が 同 委員中谷鉄也君

委員中谷鉄也君が 同 委員中谷鉄也君

委員中谷鉄也君が 同 委員中谷鉄也君

委員中谷鉄也君が 同 委員中谷鉄也君

委員中谷鉄也君が 同 委員中谷鉄也君

委員中谷鉄也君が 同 委員中谷鉄也君

委員中谷鉄也君が 同 委員中谷鉄也君

委員中谷鉄也君が 同 委員中谷鉄也君

第二類第五号

産業公害対策特別委員会議録第八号 昭和四十二年六月七日

衆法第一六号

産業公害対策に関する件(自動車排気ガス及び

水質汚濁対策等)

八木委員長

内閣提出の公害対策基本法案、角屋堅次郎君外

六名提出の公害対策基本法案、角屋堅次郎君外七

名提出の公害の顯著な地域等における公害防止特

別措置法案及び本日付託されました折小野良一君

外一名提出の公害対策基本法案を議題とし、順次

提案理由の説明を聴取いたします。

公害対策基本法案(内閣提出)

公害対策基本法

目次

第一章 総則(第一条—第七条)

第二章 公害の防止に関する基本的施策

第一節 環境基準(第八条)

第二節 国の施策(第九条—第十六条)

第三節 地方公共団体の施策(第十七条)

第四節 特定地域における公害の防止(第十

八条—第十九条)

第五節 公害に係る被害の救済(第二十

三条—第二十一条)

第三章 費用負担及び財政措置等(第二十一

条—第二十三条)

第四章 公害対策会議及び公害対策審議会

第一節 公害対策会議(第二十四条—第二十

五条)

第二節 公害対策審議会(第二十六条—第二

十七条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、事業者、国及び地方公共団

体の公害の防止に関する責務を明らかにし、並

びに公害の防止に関する施策の基本となる事項

を定めることにより、公害対策の総合的推進を

図り、もつて国民の健康を保護するとともに、

経済の健全な発展との調和を図りつつ、生活環

境を保全することを目的とする。

第一条 この法律は、事業者、国及び地方公共団

体の公害の防止に関する責務を明らかにし、並

びに公害の防止に関する施策の基本となる事項

を定めることにより、公害対策の総合的推進を

図り、もつて国民の健康を保護するとともに、

経済の健全な発展との調和を図りつつ、生活環

境を保全することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「公害」とは、事業活

動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲に

わたる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、

地盤の沈下(鉱物の掘削のための土地の掘さく

によるものを除く。以下同じ)及び悪臭によつ

て、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずる

ことをいう。

2 この法律にいう「生活環境」には、人の生活

に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接

な関係のある動植物及びその生育環境を含むも

のとする。

(事業者の責務)

第三条 事業者は、その事業活動による公害を防

止するために必要な措置を講ずるとともに、国

又は地方公共団体が実施する公害の防止に関す

る施策に協力する責務を有する。

2 事業者は、物の製造、加工等に際して、その

製造、加工等に係る製品が使用されることによ

る公害の発生の防止に資するように努めなけれ

ばならない。

(国の責務)

第四条 国は、国民の健康を保護し、及び生活環

境を保全する使命を有することにかんがみ、公

害の防止に関する基本的かつ総合的な施策を策

定し、及びこれを実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、住民の健康を保護し、

第一

及び生活環境を保全するため、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該地域の自然的、社会的条件に応じた公害の防止に関する施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(住民の責務)

第六条 住民は、国又は地方公共団体が実施する公害の防止に関する施策に協力する等公害の防止に寄与するように努めなければならない。

(放射性物質による大気汚染等の防止)

第七条 放射性物質による大気汚染及び水質汚濁の防止のための措置については、原子力基本法(昭和三十一年法律第百八十六号)その他の関係法律で定めるところによる。

第二章 公害の防止に関する基本的施策

第一節 環境基準

第八条 政府は、大気汚染、水質汚濁及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

2 前項の基準のうち、生活環境に係る基準を定めるにあつては、経済の健全な発展との調和を図るよう考慮しなければならない。

3 政府は、公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、第一項の基準が確保されるように努めなければならない。

第二節 国の施策

(排出等に関する規制)

第九条 政府は、公害を防止するため、事業者等の遵守すべき基準を定める等により、大気汚染又は水質汚濁の原因となる物質の排出等に関する規制の措置を講じなければならない。

2 政府は、公害を防止するため、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭について、前項に準じて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(土地利用及び施設の設置に関する規制)

第十条 政府は、公害を防止するため、土地利用に関し、必要な規制の措置を講ずるとともに、

公害が著しく、又は著しくなるおそれがある地域について、公害の原因となる施設の設置を規制する措置を講じなければならない。

(公害防止に関する施設の整備等の推進)

第十一条 政府は、緩衝地帯の設置等公害の防止のために必要な事業及び下水道その他公害の防止に資する公共施設の整備の事業を推進する措置を講じなければならない。

(監視、測定等の体制の整備)

第十二条 政府は、公害の状況を把握し、及び公害の防止のための規制の措置を適正に実施するために必要な監視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めなければならない。

(調査の実施)

第十三条 政府は、公害の予測に関する調査その他公害の防止のために講ずべき施策の策定に必要な調査を実施しなければならない。

(科学技術の振興)

第十四条 政府は、公害の防止に資する科学技術の振興を図るため、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成等必要な措置を講じなければならない。

(知識の普及等)

第十五条 政府は、公害に関する知識の普及を図るとともに、公害の防止の思想を高めるように努めなければならない。

(地域開発施策等における公害防止の配慮)

第十六条 政府は、都市の開発、企業の誘導等地域の開発及び整備に関する施策の策定及び実施にあつては、公害の防止について配慮しなければならない。

第三節 地方公共団体の施策

第十七条 地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて、前節に定める国の施策に準ずる施策を講ずるほか、当該地域の自然的、社会的条件に応じた公害の防止のために必要なその他の施策を実施するものとする。この場合において、都道府県は、主として、広域にわたる施策の実施及び市町村の行なう施策の総合調整にあ

たるものとする。

第四節 特定地域における公害の防止(公害防止計画の作成)

第十八条 内閣総理大臣は、次のいずれかに該当する地域について、当該地域において実施されるべき公害の防止に関する施策に係る計画(以下「公害防止計画」という)の基本方針を示して関係都道府県知事に対し当該計画の策定を指示するものとする。

一 現に公害が著しく、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難であると認められる地域

二 人口及び産業の急速な集中等により公害が著しくなるおそれがあり、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難になると認められる地域

2 関係都道府県知事は、前項の指示を受けたときは、同項の基本方針に基づき公害防止計画を作成し、内閣総理大臣の承認を受けるものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の指示及び前項の承認を行なうにあつては、あらかじめ、公害対策会議の議を経なければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の指示を行なうにあつては、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

(公害防止計画の達成の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、公害防止計画の達成に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第五節 公害に係る被害の救済

第二十条 政府は、公害に係る被害に関する救済の円滑な実施を図るために必要な制度の整備を行なうものとする。

第三章 費用負担及び財政措置等(費用負担)

第二十一条 事業者は、その事業活動による公害

を防止するために国又は地方公共団体が実施する事業について、当該事業に要する費用の全部又は一部を負担するものとする。

2 前項の規定により事業者が同項の費用を負担させる場合における負担の対象となる費用の範囲、費用を負担させる事業者の範囲、各事業者に負担させる額の算出方法その他その負担に關し必要な事項については、別に法律で定める。

(地方公共団体に対する財政措置)

第二十二条 国は、地方公共団体が公害の防止に関する施策を講ずるために要する費用について、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(事業者に対する助成)

第二十三条 国又は地方公共団体は、事業者が行なう公害の防止のための施設の整備について、必要な金銭上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第四章 公害対策会議及び公害対策審議会

第一節 公害対策会議

(設置及び所掌事務)

第二十四条 総理府に、附属機関として、公害対策会議(以下「会議」という)を置く。

2 会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 公害防止計画に関し、第十八条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、公害の防止に関する基本的かつ総合的な施策の企画に關して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

三 前二号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

(組織等)

第二十五条 会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

3 委員は、関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する。

- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 会議の庶務は、厚生省環境衛生局において処理する。
- 8 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。
- 第二節 公害対策審議会
(設置及び所掌事務)
第二十六条 総理府に、附属機関として、公害対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 内閣総理大臣の諮問に応じ、公害対策に關する基本的事項を調査審議すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に屬する事務
 - 3 審議会は、前項に規定する事項に關し、内閣総理大臣に意見を述べることが出来る。
- (組織等)
第二十七条 審議会は、委員二十人以内で組織する。
- 2 委員は、公害の防止に關し學識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 3 委員は、非常勤とする。
- 4 審議会の庶務は、厚生省環境衛生局において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。
第十五条第一項の表中歴史的風土審議会の項の次に次のように加える。

公害対策審議会	公害対策基本法(昭和四十二年法律第百五十一号)第二項各号に掲げる事項を行なうこと。
公害対策審議会	公害対策基本法第二百六条第二項各号に掲げる事項を行なうこと。

3 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第九条の二第二項に次の一号を加える。

十七 公害対策審議会及び公害対策審議会の庶務に關すること。

第九条の二第二項中「第十四号まで」の下に「及び第十七号」を加える。

第二十九条第一項の表中「公害審議会」を「生活環境審議会」に改める。

理 由

公害対策の総合的推進を図るため、公害の防止に關する施策の基本となる事項を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公害対策基本法案 (角屋堅次郎君外六名提出)

公害対策基本法

目次

前文

第一章 総則(第一条—第八条)

第二章 公害の発生の防止に關する施策(第九条—第二十一条)

第三章 公害に係る被害に關するの救済制度(第二十二条)

第四章 公害対策委員会等(第二十三条—第二十五条)

附 則

健康で文化的な生活を営むことは、国民の権利であり、財産権の行使が公共の福祉に適合すべきものであることは、近代国家における普遍の原理

である。しかるに、わが国においては、企業における社会的責任感の欠如等によつて公害が発生し、これにより国民の健康、静穏な日常生活、財産、農林水産資源等が侵害されつつあり、産業自体にも被害が及びつつある。

近時、公害現象の顕在化により、公害対策に關するいくつかの立法がなされたといふものの、これらはほとんど応急対策の域を出ず、産業の著しい発達と都市における人口の過度の集中等は、今後ますます公害の発生を増加させる傾向にある。

しかも、公害の多くは、その影響が急激に顕現するものでなく、緩慢かつ隠微であつて、長時間にわたつて生ずるものであること、その影響と発生源との間の因果關係を科学的に究明することが著しく困難であること等からみて、このまま推移すれば、その害毒はついに國家及び國民の消長にも重大な影響を及ぼすおそれがある。

ここに於いて、われら國民は、公害の増大がその発生源たる企業の存立をも否定しなければならぬような重大問題であることを認識するとともに、公害対策については、事業者、國及び地方公共團體が一体となつてあらゆる努力をなすべく、その政策の目標を示すため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、事業者等について公害の発生の防止及び公害に係る被害の救済に關する責務を明らかにするとともに、総合的かつ基本的な公害対策の樹立を図り、もつて國民の健康、静穏な日常生活、財産、農林水産資源等を公害から保護し、公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「公害」とは、事業者の事業活動その他の活動に伴つて生ずる大氣の汚染、水質の汚濁、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘さくによるもの

を除く。以下同じ。)又は悪臭によつて、人の健康、静穏な日常生活、財産、農林水産資源等を侵害することをいう。

(事業者の責務)
第三条 事業者は、公害の発生につき第一義的責任を有することを自覚すべきであり、次に掲げる責務を負う。

一 自らの事業活動によつて公害を発生させないよう万全の措置を講ずること。

二 物の製造、加工等を業とする事業者にあつては、その製造、加工に係る物が使用されることによつて公害が発生しないように、その物の品質、構造等について、万全の措置を講ずること。

三 國及び地方公共團體の実施する公害の発生の防止及び公害に係る被害の救済に關する施策に協力すること。

2 公害を発生させた事業者は、故意又は過失がなくとも、当該公害に係る被害につき損害賠償の責を免れることはできない。

(國の責務)
第四条 國は、この法律の目的を達成するため、公害の発生の防止及び公害に係る被害の救済に關し、その政策全般にわたつて、必要な施策を総合的に講ずる責務を有する。

(地方公共團體の責務)
第五条 地方公共團體は、自らその地域の社会的、自然的條件に即応した公害の発生の防止及び公害に係る被害の救済に關する施策を講ずるとともに、國の施策に協力する責務を有する。

(一般國民の協力義務等)
第六条 國民は、國及び地方公共團體の公害の発生を防止するための施策に協力するとともに、自らも公害を発生させないよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第七条 政府は、この法律の目的を達成するため必要かつ充分な法制上、財政上及び金融上の措置を講じなければならない。

(公害の発生の防止に関する総合計画等)

第八条 政府は、公害に関する調査及び研究、公害の予防及び除去等の公害の発生の防止に関する五年ごとの目標を定め、その目標を達成するための総合計画及びその年度別計画を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。

2 前項の総合計画及び年度別計画には、第二十条の特別の施策の概要が含まれていなければならない。

3 政府は、毎年、国会に、第一項の総合計画及び年度別計画の実施状況に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 公害の発生の防止に関する施策

(公害に関する許容限度の設定)

第九条 中央公害対策委員会は、大気汚染、水質汚濁及び騒音のそれぞれについて、許容限度を設定しなければならない。

2 前項の許容限度は、地域の用途別、水域の利用目的別、昼夜の別、人口密度等を考慮して設定され、かつ、住民の健康、静穏な日常生活、財産、農林水産資源等が侵害されないようにするため必要かつ充分な程度のものでなければならない。

3 第一項の許容限度については、それが前項の規定の趣旨に適合するものであるかどうかについて、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。

4 中央公害対策委員会は、第一項の許容限度の設定又はその改定をする場合においては、中央公害対策審議会の意見をきかなければならない。

(排出等の基準の設定)

第十条 中央公害対策委員会は、大気汚染、水質汚濁又は騒音が前条第一項の許容限度をこえないようにするため、これらの原因となるばい煙、粉じん、ガス等の排出若しくは放散、汚水、廃液等の排出若しくは投棄又は騒音、作業音、爆音等の発生のにつき、別に法律の定める

ところにより、中央公害対策審議会の意見をきいて、事業者等が遵守すべき基準を設定しなければならない。

2 前項の基準は、地域の地形、気象状況等を配慮して設定されなければならない。

3 中央公害対策委員会は、振動又は地盤の沈下による公害の発生を防止するため、これらの原因となる機械等の衝撃又は地下水、天然ガス等の採取につき、別に法律の定めるところにより、中央公害対策審議会の意見をきいて、事業者等が遵守すべき基準を設定しなければならない。

4 中央公害対策委員会は、別に法律の定めるところにより、第一項及び前項の権限の一部を地方公害対策委員会（地方公害対策委員会を置かない都道府県又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）にあつては、都道府県知事又は市長）に委任することができる。

(事業者に対する規制)

第十一条 国は、工場又は事業場の操業による公害の発生を防止するため、工場若しくは事業場の開設前における公害防止施設等の確認又は操業開始後における公害防止施設等の改善命令若しくは操業の停止命令等による規制制度の確立を図るよう必要な施策を講じなければならない。

2 国は、物が使用されることによる公害の発生を防止するため、物の製造、加工等を業とする事業者に対するその物の品質、構造、機能等の改善命令又はその物の製造、加工、販売等の停止命令等による規制制度の確立を図るよう必要な施策を講じなければならない。

(公害防止施設等に関する助成)

第十二条 国及び地方公共団体は、事業者が公害の発生を防止するためにする設備その他の施設の設置等につき必要があると認める場合においては、これを助成するため、資金の確保及びあ

つせん、税制上の措置、助成金の交付等の必要な施策を講じなければならない。

(土地利用及び施設の設置に関する規制)

第十三条 国は、公害の発生を防止するため、土地利用に關し、土地の用途別指定その他必要な規制をする施策を講ずるとともに、公害の発生の原因となる施設の設置を禁止し、又は制限する施策を講じなければならない。

(公害防止事業等)

第十四条 国及び地方公共団体は、緩衝地帯の設置等公害の発生の防止のために必要な事業を実施し、及び下水道その他公害の発生の防止に資する公共施設を整備しなければならない。

2 事業者は、その事業活動による公害の発生を防止するために国又は地方公共団体を実施する事業について、その責任と受益の程度に応じ、別に法律の定めるところにより、その経費の全部又は一部を負担するものとする。

(許容限度の確保)

第十五条 第十一条、第十三条及び前条に規定する施策その他公害の発生の防止に関する国又は地方公共団体の施策は、大気汚染、水質汚濁又は騒音が第九条第一項の許容限度をこえないよう策定され、及び実施されなければならない。

(監視、測定等の体制の整備)

第十六条 国及び地方公共団体は、公害の状況を把握し、及び公害の発生の防止のための規制の措置を適正に実施するために必要な監視、測定、試験及び検査の体制を整備しなければならない。

(公害に関する研究、調査等)

第十七条 政府は、公害の発生を防止するため、総合的に、公害に関する科学的基礎研究及び実態調査並びに公害の発生の防止方策の研究及び公害防止施設等の技術開発を行なわなければならない。

2 地方公共団体は、前項の規定に準じて公害に関する研究及び調査を行なうよう努めなければならない。

ならない。

3 政府は、地方公共団体が公害に関する研究及び調査を行なう場合においては、国の施策との調整を図り、その研究及び調査について指導し、及び助成するものとする。

4 国及び地方公共団体は、事業者又は民間研究機関等が公害に関する研究及び調査並びに公害防止施設等の技術開発を行なう場合においては、必要な指導及び援助その他の助成措置を講ずるよう努めなければならない。

(公害予防の啓蒙)

第十八条 国及び地方公共団体は、公害の発生の防止の重要性について認識させる等その啓蒙のために必要な措置を講じなければならない。

(都市の開発、整備等の際における公害防止の措置)

第十九条 国及び地方公共団体は、都市の開発及び整備並びに工場誘致等の計画の策定に当たつては、公害の発生を防止するよう適切な措置を講じなければならない。

(公害の顕著な地域等における特別の施策)

第二十条 国及び地方公共団体は、現に公害が著しく発生しており、又は著しく発生するおそれのある地域で、速やかに当該公害の除去又は発生の防止を図る必要があるものについて、当該公害の除去又は発生の防止を総合的かつ計画的に行なうため必要な施策を講じなければならない。

(その他の施策)

第二十一条 この章に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、公害の発生を防止するため、適切な規制をする等必要な施策を講じなければならない。

第三章 公害に係る被害についての救済制度

第二十二条 国は、公害に係る被害者に対する医療の給付若しくは生活費の給付又は公害に係る被害についての原状回復の実施等による救済制度及びこれに要する経費についての事業者に対

する分担保金の賦課等の制度の確立を図るよう必要な施策を講じなければならない。

2 国は、公害に係る紛争が生じた場合における中央公害対策委員会等によるあつせん、調停、損害賠償の裁定、差止命令、原状回復命令等の紛争処理制度を確立するため必要な施策を講じなければならない。

第四章 公害対策委員会等

(中央公害対策委員会の設置)

第二十三条 公害の発生防止に関する行政事務及び公害に係る紛争の処理に関する事務を統一的に、かつ、公正に遂行させるため、別に法律の定めるところにより、総理府の外局として、両議院の同意を得て任命される委員によつて組織される中央公害対策委員会を置く。

2 中央公害対策委員会には、事務局及びその地方支部局、中央公害対策審議会並びに公害防止研究所を置くものとする。

(地方公害対策委員会等の設置)

第二十四条 その都道府県(指定都市の区域については、指定都市。以下同じ。)の区域に係る公害の発生防止に関する行政事務及び公害に係る紛争の処理に関する事務を統一的に、かつ、公正に遂行させるため、別に法律の定めるところにより、都道府県に、地方公害対策委員会を置くことができる。

2 地方公害対策委員会には、事務局及び地方公害対策審議会を置くものとする。

3 地方公害対策委員会を置かない都道府県に、別に法律の定めるところにより、地方公害対策審議会を置く。

(技術的職員の配置)

第二十五条 中央公害対策委員会の事務局及びその地方支部局並びに地方公害対策委員会の事務局には、公害の発生防止に関する指導、測定、監視、監督等のための充分な数の技術的職員が配置されなければならない。

2 地方公害対策委員会を置かない都道府県にある前項の例により、技術的職員が配置さ

なければならない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

公害が国民の健康、日常生活、財産、農林水産資源等に著しい影響を及ぼしつつある実情にかんがみ、国民を公害から保護するため、事業者等についての公害の発生防止及び公害に係る被害の救済に関する責務を明らかにするとともに、総合的かつ基本的な公害対策の樹立を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公害の顕著な地域等における公害防止特別措置法案

公害の顕著な地域等における公害防止特別措置法案

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、公害対策基本法(昭和四十二年法律第 号)第二十條の施策について、必要な事項を規定するものとする。

(公害防止計画の作成)

第二条 中央公害対策委員会は、次のいずれかに該当する地域について、その地域において実施されるべき公害の発生防止に関する計画(以下「公害防止計画」という。)の基本方針を示して、関係地方公害対策委員会(地方公害対策委員会を置かない都道府県又は指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。)にあつては、都道府県知事又は市長。以下同じ)に対し、当該計画の策定を指示するものとする。

一 現に公害が著しく発生しており、かつ、公害の発生防止に関する施策を総合的に講じなければ当該公害の除去を図ることが著しく困難であると認められる地域

二 人口及び産業の急速な集中等により公害が

著しく発生するおそれがあり、かつ、公害の発生防止に関する施策を総合的に講じなければならない当該公害の発生防止を図ることが著しく困難であると認められる地域

2 地方公害対策委員会は、中央公害対策委員会に対し、前項の指示を申し出ることができる。

3 中央公害対策委員会は、第一項の指示を行なうに当たつては、あらかじめ、関係地方公害対策委員会の意見をきかなければならない。

4 地方公害対策委員会は、第一項の指示を受けたときは、当該指示に係る基本方針に基づき、当該都道府県知事又は当該指定都市の市長と協議して公害防止計画を作成し、中央公害対策委員会の承認を受けなければならない。

5 地方公害対策委員会は、前項の公害防止計画を作成するに当たつては、都市計画その他土地利用計画との調整を図るとともに、関係市町村長(指定都市の市長を除く)、関係住民、関係事業者等の意見をきかなければならない。

6 中央公害対策委員会は、第一項の指示及び第四項の承認を行なうに当たつては、関係行政機関の長の意見をきかなければならない。

(公害防止計画の内容)

第三条 公害防止計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該地域における公害の除去又は予防のための、公害の発生原因となる施設の立地の規制及び土地利用の規制の具体的方策に関する計画

二 公害の発生防止のために国又は地方公共団体を実施すべき次に掲げる事業についての具体的計画

イ 緩衝地帯の設置に係る事業、一定の区域の住民の住居若しくはその敷地を買い上げ、又はこれに相当する家屋若しくは宅地を造成給与する事業その他公害に係る被害

の発生を防止するための事業

ロ 公害の発生防止のために行なわれる工場移転、共同処理施設の整備等に係る事業

ハ 道路、下水道、汚水処理場、清掃施設その他公害の発生防止に資する公共施設の整備に係る事業

ニ イ及びロに掲げるもののほか、公害の発生防止を図るため、適正な土地利用のために整備することが必要と認められる宅地、工場団地その他土地の造成に係る事業

三 当該地域における公害の発生防止のための施策を推進するために必要な監視、測定等の体制の整備に関する事項

(公害防止計画の達成)

第四条 国及び地方公共団体は、公害防止計画の達成に必要な事業の実施その他の事項について充分な措置を講じなければならない。

(費用の負担)

第五条 国は、政令の定めるところにより、公害防止計画に基づいて実施する事業のうち当該地方公共団体が行なう事業について、その経費の一部を負担する。

2 事業者は、その事業活動による公害の発生を防止するため国又は地方公共団体が公害防止計画に基づいて実施する事業について、その責任と受益の程度に応じて、その経費の全部又は一部を負担しなければならない。

3 前項の経費を負担しなければならない事業者の範囲及び経費の負担割合は、中央公害対策委員会が定める標準に基づき、当該公害防止計画に基づき事業を実施する者(以下「事業実施者」という。)と関係事業者が協議して定めるものとし、協議が調わないときは、又は協議をすることができないときは、政令の定めるところにより、当該事業実施者の申立てにより中央公害対策委員会又は地方公害対策委員会が決定する。

4 第二項の規定による負担金の額の通知及び納入手続その他負担金に関し必要な事項は、政令で定める。

5 第二項の規定による負担金をその納期限までに納付しない者がある場合においては、事業実施者は、期限を指定して、その納付を督促しなければならぬ。

6 事業実施者は、前項の規定による督促をする場合においては、納付義務者に対し、督促状を発する。この場合においては、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して二十日以上経過した日でなければならない。

7 事業実施者は、第五項の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までにその負担金及び第九項の規定による延滞金を納付しない場合においては、当該負担金が国の収入となる場合にあつては国税の、地方公共団体の収入となる場合にあつては地方税の滞納処分の例により、滞納処分をすることが出来る。

8 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例による。

9 事業実施者は、第五項の規定による督促をした場合においては、政令で定めるところにより、当該負担金の額百円につき一日四銭の割合で、納期限の翌日からその負担金の完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(地方財政法の一部改正)

2 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改める。

第十条第二号の次に次の一号を加える。
二の二 公害防止計画に基づいて実施する事業に要する経費

理 由

現に公害が著しく発生しており、又は著しく発

生するおそれのある地域について、速やかに当該公害の除去又は予防を総合的かつ計画的に行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、初年度約百五十億円の見込みである。(平年度約三百億円)

公害対策基本法案 (折小野良一君外一名提出)

公害対策基本法

目次

第一章 総則(第一条―第九条)

第二章 公害の発生の防止に関する施策(第十条―第二十条)

第三章 公害の顕著な地域等における特別の施策(第二十一条―第二十四条)

第四章 公害に係る被害についての救済制度(第二十五条)

第五章 事業者の費用負担(第二十六条)

第六章 公害対策委員会(第二十七条―第二十九条)

附 則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、公害の発生の防止及び公害に係る被害の救済に関する事業者、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、総合的かつ基本的な公害対策の樹立を図り、もつて国民の健康、生活環境、財産、農林水産資源等を公害から保護し、公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「公害」とは、事業者の事業活動その他の活動に伴つて生ずる大気の汚染、水質の汚濁、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘さくによるもの

を除く。以下同じ。)又は悪臭によつて、人の健康、生活環境、財産、農林水産資源等に係る被害が生ずることをいう。

(事業者の責務)

第三条 事業者は、その事業活動によつて公害を発生させないよう万全の措置を講ずる責務を負う。

2 物の製造、加工等を業とする事業者は、その製造、加工等に係る物が使用されることによつて公害が発生しないように、その物の品質、構造等について、万全の措置を講ずる責務を負う。

3 事業者は、国及び地方公共団体の実施する公害の発生の防止及び公害に係る被害の救済に関する施策に協力しなければならない。

4 公害を発生させた事業者は、故意又は過失がなくとも、当該公害に係る被害につき損害賠償の責を免れることはできない。

(国の責務)

第四条 国は、この法律の目的を達成するため、公害の発生の防止及び公害に係る被害の救済に関し、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずる責務を負う。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、自らその地域の社会的、自然的条件に即応した公害の発生の防止及び公害に係る被害の救済に関する施策を講ずるとともに、国の施策に協力する責務を負う。

(公害対策の優先)

第六条 国及び地方公共団体の公害の発生の防止に関する施策は、すべての産業政策及び企業利益に優先して策定され、及び実施されなければならない。

(一般国民の責務)

第七条 国民は、国及び地方公共団体の公害の発生を防止するための施策に協力するとともに、自らも公害を発生させないよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

(公害の発生の防止に関する総合計画等)

第八条 政府は、この法律の目的を達成するため必要かつ充分な法制上、財政上及び金融上の措置を講じなければならない。

(公害の発生の防止に関する総合計画等)

第九条 政府は、公害に関する調査及び研究、公害の予防及び除去等の公害の発生の防止に関する十年ごとの目標を定め、その目標を達成するための総合計画及びその年度別計画を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。

2 政府は、毎年、国会に、前項の総合計画及び年度別計画の実施状況に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 公害の発生の防止に関する施策
(公害に関する許容限度の設定)

第十条 中央公害対策委員会は、大気の汚染、水質の汚濁及び騒音のそれぞれについて、許容限度を設定しなければならない。

2 前項の許容限度は、地域の用途分、水域の利用目的別、昼夜の別、人口密度等を考慮して設定され、かつ、住民の健康、生活環境、財産、農林水産資源等が侵害されないようにするため必要かつ充分な程度のものでなければならない。

3 第一項の許容限度については、それが前項の規定の趣旨に適合するものであるかどうかについて、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。

4 中央公害対策委員会は、第一項の許容限度の設定又はその改定をする場合においては、中央公害対策審議会の意見をきかなければならない。

(排出等の基準の設定)

第十一条 中央公害対策委員会は、大気の汚染、水質の汚濁又は騒音が前条第一項の許容限度をこえないようにするため、これらの原因となるばい煙、粉じん、ガス等の排出若しくは放散、汚水、廃液等の排出若しくは投棄又は警笛音、作業音、爆音等の発生につき、別に法律の定めるところにより、中央公害対策審議会の意見を

きいて、事業者等が遵守すべき基準を設定しなければならぬ。

2 中央公害対策委員会は、振動又は地盤の沈下による公害の発生を防止するため、これらの原因となる機械等の衝撃又は地下水、天然ガス等の採取につき、別に法律の定めるところにより、中央公害対策審議会の意見をきいて、事業者等が遵守すべき基準を設定しなければならぬ。

3 事業者等は、前二項の基準がこれらの規定に規定する排出、放散、投棄、発生、衝撃又は採取について許される最高限度のものであることにかんがみ、当該排出等を行なう限り当該基準よりも低くするよう努めなければならない。

4 中央公害対策委員会は、別に法律の定めるところにより、第一項及び第二項の権限の一部を地方公害対策委員会に委任することができる。

(事業者に対する規制)

第十二条 国は、工場又は事業場の操業による公害の発生を防止するため、工場若しくは事業場の開設前における公害防止施設等の確認又は操業開始後における公害防止施設等の改善命令若しくは操業の停止命令等による規制制度の確立を図るよう必要な施策を講じなければならない。

2 国は、物が使用されることによる公害の発生を防止するため、物の製造、加工等を業とする事業者に対するその物の品質、構造、機能等の改善命令又はその物の製造、加工、販売等の停止命令等による規制制度の確立を図るよう必要な施策を講じなければならない。

(公害防止施設等に関する助成)

第十三条 国及び地方公共団体は、事業者が公害の発生を防止するためにする設備その他の施設の設置等につき必要があると認める場合においては、これを助成するため、資金の確保及びあつせん、税制上の措置、助成金の交付等の必要な施策を講じなければならない。

(土地利用及び施設の設置に関する規制)

第十四条 国は、公害の発生を防止するため、土

地利用に関し、土地の用途別指定その他必要な規制をする施策を講ずるとともに、公害の発生原因となる施設の設置を禁止し、又は制限する施策を講じなければならない。

(公害防止事業等)

第十五条 国及び地方公共団体は、緩衝地帯の設置等公害の発生を防止のために必要な事業を実施し、及び下水道その他公害の発生を防止に資する公共施設を整備しなければならない。

(許容限度の確保)

第十六条 第十二条、第十四条及び前条に規定する施策その他公害の発生を防止に関する国又は地方公共団体の施策は、大気汚染、水質汚濁又は騒音が第十条第一項の許容限度をこえないよう策定され、及び実施されなければならない。

(監視、測定等の体制の整備)

第十七条 国及び地方公共団体は、公害の状況を把握し、及び公害の発生を防止するための規制の措置を適正に実施するために必要な監視、測定、試験及び検査の体制を整備しなければならない。

(公害に関する研究、調査等)

第十八条 政府は、公害の発生を防止するため、総合的に、公害に関する科学的基礎研究及び実態調査並びに公害の発生を防止方策の研究及び公害防止施設等の技術開発を行なわなければならない。

2 地方公共団体は、前項の規定に準じて公害に関する研究及び調査を行なうよう努めなければならない。

3 政府は、地方公共団体が公害に関する研究及び調査を行なう場合においては、国の施策との調整を図り、その研究及び調査について指導し、及び助成するものとする。

4 国及び地方公共団体は、事業者又は民間研究機関等が公害に関する研究及び調査並びに公害防止施設等の技術開発を行なう場合においては、必要な指導及び援助その他の助成措置を講ずるよう努めなければならない。

ずるよう努めなければならない。

(公害防止の啓もう)

第十九条 国及び地方公共団体は、公害発生防止の重要性について認識させる等その啓もうのために必要な措置を講じなければならない。

(都市の開発、整備等の際における公害防止の措置)

第二十条 国及び地方公共団体は、都市の開発及び整備並びに工場誘致等の計画の策定に当たっては、公害の発生を防止するよう適切な措置を講じなければならない。

第三章 公害の顕著な地域等における特別の施策

(公害防止計画の作成)

第二十一条 中央公害対策委員会は、次のいずれかに該当する地域について、その地域において実施されるべき公害の発生を防止に関する計画(以下「公害防止計画」という。)の基本方針を示して、関係地方公害対策委員会に対し、当該計画の策定を指示するものとする。

一 現に公害が著しく発生しており、かつ、公害の発生を防止に関する施策を総合的に講じなければ当該公害の除去を図ることが著しく困難であると認められる地域

二 人口及び産業の急速な集中等により公害が著しく発生するおそれがあり、かつ、公害の発生を防止に関する施策を総合的に講じなければ当該公害の発生を防止することが著しく困難であると認められる地域

2 地方公害対策委員会は、中央公害対策委員会に対し、前項の指示を申し出ることができる。市町村長(指定都市(地方自治法昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。)の市長を除く。は、地方公害対策委員会に対し、当該申出を求めることができる。

3 中央公害対策委員会は、第一項の指示を行なうに当たっては、あらかじめ、関係地方公害対策

委員会の意見をきかなければならない。

4 地方公害対策委員会は、第一項の指示を受けたときは、当該指示に係る基本方針に基づき、当該都道府県知事又は当該指定都市の市長と協議して公害防止計画を作成し、中央公害対策委員会の承認を受けなければならない。

5 地方公害対策委員会は、前項の公害防止計画を作成するに当たっては、都市計画その他土地利用計画との調整を図るとともに、関係市町村長(指定都市の市長を除く。)、関係住民、関係事業者等の意見をきかなければならない。

6 中央公害対策委員会は、第一項の指示及び第四項の承認を行なうに当たっては、関係行政機関の長の意見をきかなければならない。

(公害防止計画の内容)

第二十二条 公害防止計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該地域における公害の除去又は予防のため、公害の発生原因となる施設の立地の規制及び土地利用の規制の具体的方策に関する計画

二 公害の発生を防止のために国又は地方公共団体を実施すべき次に掲げる事業についての具体的計画

イ 緩衝地帯の設置に係る事業、一定の区域の住民の住居若しくはその敷地を買い上げ、又はこれに相当する家屋若しくは宅地を造成給与する事業その他公害に係る被害の発生を防止するための事業

ロ 公害の発生を防止のために行なわれる工場移転、共同処理施設の整備等に係る事業

ハ 道路、下水道、汚水処理場、清掃施設その他公害の発生を防止に資する公共施設の整備に係る事業

ニ イ及びロに掲げるもののほか、公害の発生を防止を図るため、適正な土地利用のために整備することが必要と認められる宅地、工場団地その他土地の造成に係る事業

三 当該地域における公害の発生を防止のため

の施策を推進するために必要な監視、測定等の体制の整備に関する事項

(公害防止計画の達成)

第二十三条 国及び地方公共団体は、公害防止計画の達成に必要な事業の実施その他の事項について充分な措置を講じなければならない。

(国庫負担)

第二十四条 国は、別に法律の定めるところにより、公害防止計画に基づいて実施する事業のうち当該地方公共団体が行なう事業について、その経費の一部を負担するものとする。

第四章 公害に係る被害についての救済制度
第二十五条 国は、公害に係る被害者に対する医療の給付若しくは生活費の給付又は公害に係る被害についての原状回復の実施等による救済制度及びこれに要する経費についての事業者に対する分担金の賦課等の制度の確立を図るよう必要な施策を講じなければならない。

2 国は、公害に係る紛争が生じた場合における中央公害対策委員会等によるあつせん、調停、損害賠償の裁定、差止命令、原状回復命令等の紛争処理制度を確立するため必要な施策を講じなければならない。

第五章 事業者の費用負担

第二十六条 事業者は、その事業活動による公害の発生を防止するために国又は地方公共団体が実施する事業について、別に法律の定めるところにより、その経費の全部又は一部を負担するものとする。

2 前項の経費を負担しなければならない事業者の範囲及び経費の負担割合は、別に法律の定めるところにより、中央公害対策委員会が定める標準に基づき、当該事業を実施する国又は地方公共団体と関係事業者が協議して定めるものとし、協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、当該国又は地方公共団体の申立てにより中央公害対策委員会が裁定するものとする。

第六章 公害対策委員会

(中央公害対策委員会の設置)

第二十七条 公害の発生に関する行政事務及び公害に係る紛争の処理に関する事務を統一するために、かつ、公正に遂行させるため、別に法律の定めるところにより、総理府の外局として、両議院の同意を得て任命される委員によつて組織される中央公害対策委員会を置く。

2 中央公害対策委員会には、事務局、中央公害対策審議会並びに公害防止研究所を置くものとする。

(地方公害対策委員会の設置)

第二十八条 その都道府県(指定都市の区域については、指定都市。以下同じ。)の区域に係る公害の発生を防止に関する行政事務及び公害に係る紛争の処理に関する事務を統一的に、かつ、公正に遂行させるため、別に法律の定めるところにより、都道府県に、地方公害対策委員会を置く。

2 地方公害対策委員会には、事務局及び地方公害対策審議会を置くものとする。

(技術的職員の配置)

第二十九条 中央公害対策委員会及び地方公害対策委員会の事務局には、公害の発生を防止に関する指導、測定、監視、監督等のための充分な数の技術的職員が配置されなければならない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

公害が国民の健康、生活環境、財産、農林水産資源等に著しい影響を及ぼしつつある実情にかんがみ、国民を公害から保護するため、事業者、国及び地方公共団体についての公害の発生を防止及び公害に係る被害の救済に関する責務を明らかにするとともに、総合的かつ基本的な公害対策の樹立を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〇八木委員長 坊厚生大臣。

〇坊國務大臣 ただいま議題となりました公害対策基本法案の提案の理由を御説明申し上げます。

近年わが国においては、目ざましい経済の高度成長が遂げられつつあり、産業構造の近代化、人口の農村から都市への集中、工業地帯の形成等が予想を越えた速度で進行しておりますが、このようないきなり急激な経済的社会的変動の過程において、企業の公害防止施設や社会公共施設の整備の立ちおくれ、立地や土地利用に対する適正な配慮の不足等のため大気や水の汚染、騒音、悪臭等による公害の発生が各地に見られ、人の健康や生活環境に対する脅威となつて、重大な社会問題を引き起こしております。

このような公害を除去するため、政府としては、従来、大気汚染、水質汚濁等の発生源の排出の規制、公害防止施設の整備を促進するための金融上、税制上の措置等をそれぞれ講じてまいつたところでありますが、公害問題は、複雑かつ困難な問題を内包しているため、必ずしも満足すべき効果をあげえず、また対策が制度化されていない公害も残されている現状であります。

これらの個々の対策を今後とも強化充実することとは、もちろん必要とするところでありますが、公害対策は、相互に有機的な関係を保ちつつ総合的、計画的に推進される必要があり、そのためには公害対策の共通の原則を定め、事業者国及び地方公共団体の公害の防止に関する責務を明らかにし、公害防止のための基本的な施策を確立することが重要であります。

このような見地から、国民の健康を保護するとともに、生活環境を経済の健全な発展との調和をはかりつつ保全することを目的として、ここに公害対策基本法案を提案することとした次第であります。

次にこの法律案の概要について御説明申し上げます。

ります。

第二に、大気汚染、水質汚濁及び騒音については、環境基準を定めることとし、公害防止施策は、この基準の確保を目標にして総合的かつ有効適切に講ずべき旨を規定いたしましたことでもあります。

第三は、公害の防止のために国及び地方公共団体の実施すべき施策について規定するとともに、特定の地域については、施策の総合的な効果を確保するため公害防止計画を策定し、その実施を推進することとしたしております。

その他、公害にかかる被害に関する救済制度の整備の促進、公害防止についての費用負担、財政措置並びに公害防止のための行政組織として公害対策会議及び公害対策審議会を設置することを規定しております。

以上がこの法律案の提案理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

〇八木委員長 角屋堅次郎君。

〇角屋議員 二法案でございますが、まず冒頭に公害対策基本法案について御説明申し上げます。

私はただいま議題となりました公害対策基本法案につきまして、日本社会党を代表して、提案の理由並びにその趣旨を御説明申し上げたいと存じます。

およそ公害は、今日、洋の東西を問わず、産業、経済の目ざましい発展、人口の都市集中化、交通機関の高度の発達に伴い、逐年増大の傾向を示し、大きな社会問題、政治問題になつております。したがって、いづれの国においても、国民を公害から守るために、公害の予防、排除、救済について、思い切った措置を講ずべきことは、まさに現代政治に課せられた重大な責務と申さなければなりません。

災害は忘れたころにやってくるということわざがありますが、公害には必ず公害の発生源がある

り、この発生源に対する総合的な対策を誤れば、ときに被害が人命にまで及ぶことがあります。かの有名なイギリスのロンドン事件では、一九五二年十二月五日から九日まで約一週間のスモッグで、四千名にのぼる痛ましい犠牲者を出しました。また、ベルギーのミューズ事件、アメリカのドノラ事件、メキシコのボザリカ事件等でも相当の死者を出しております。わが国では、熊本の水俣病事件で四十一名の死者を出し、その原因の徹底的究明をあいまいにしている間に、第二の水俣病事件が新潟の阿賀野川で発生し、現在大きな社会問題、政治問題になっていることは、御承知のとおりであります。いやしくも、公害が人命にまで被害が及ぶことは、近代国家の恥辱であり、人道上からも絶対許し得ないところであり、この意味で、二度にわたる水俣病事件の政治的責任は、きびしく糾弾されなければなりません。

わが国の憲法は、その第二十五条第一項において、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とことを述べ、同条第二項において、「国は、すべての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と旨規定しております。わが国の公害の現状を見ると、はたしてこの憲法の条項は完全に守られているといえるのであろうか。いな、むしろ、公害にかかる国民の基本的権利は全く無視され、侵害されていると断ぜざるを得ないのであります。

今日、都市の住民は、ばいじんによつた空気を吸い、亜硫酸ガスのためにぜんそくなどで苦しんでおります。かつては魚をつり、遊泳ができるほど澄んでいた川の水は、工場の廃液や家庭の汚水のためにどろどろと化してあります。また、ジェット機や交通騒音のために、静穏な日常生活は破壊され、学力の低下や食欲減退、高血圧の増加等を引き起こしております。地下水の過剰くみ上げ等による地盤の沈下は、災害の危険を増大させております。その上住宅難、交通難、生活難等々加わるのであります。かくして都市の生活環境

に望まれる安全、健康、能率、快適の条件はますます遠のくばかりであります。東京都の美濃部知事が、選挙の際、「東京都に青い空をと都民に訴えて共感を博たしたことは、けだし当然のことと申さなければなりません。」

日本の都市公害が、国際的レベルにおいて決して好条件にないことは、降下ばいじん量一つをとってみても、おのずから明らかであります。降下ばいじん量は、毎月一平方キロメートル当たり約十トンに達し、ロンドンは半分以上の十一・五トンにあり、大阪の三十三・七トンに達し、ロスアンゼルスは四分の一以下の七・七トン、ピッツバーグでも半分の十六・四トンに達しております。その上、総合エネルギー調査会や経済審議会の答申にもあるとおり、昭和四十六年度の総合エネルギー需要が、石炭採算で三億七千万トンと昭和四十年の実績の一・六倍に達し、しかも石油が供給構成の六八%を占めると見込まれております。したがって、亜硫酸ガスの発生等による大気汚染要因がさらに増大するわけであり、それに工場、事業場の増加による大気汚染、水質汚濁等の悪化要因をあわせ考えれば、今後公害の予防、排除のため、総合計画に基づく土地利用区分の設定、工場立地の適正化、公害防止施設の研究開発、厳格な規制等、なすべきことのきわめて多いことをあらためて痛感するものであります。その際、アメリカのロスアンゼルス、日本の宇部市など、大気汚染防止対策で顕著な成果をあげてきた教訓は、公害防止の指針として積極的に取り上げられなければなりません。

いずれにせよ、今日わが国の公害対策が、従来のような産業偏重、生産第一主義の姿勢では、これからの公害対策の万全を期することはとうてい不可能であり、われわれがとくに国民の健康、静穏な日常生活、財産及び農林水産資源等を公害から守るといふ大前提に立つたみずからの公害対策基本法案を提示し、政府に強く善処を要請してまいりましたのも、責任ある政党の立場としてけだ

し当然のことであり、佐藤内閣も、われわれの強い要請と世論の前進によりやむをきしを上げ、先ほど坊厚生大臣より御説明のありました内容の政府案を提案されたのであります。政府案発表の当時あらゆるマスコミがあげて批判したごとく、経済界の圧力に屈して、当初の厚生省試案より大幅に後退し、およそ公害対策基本法案たるにふさわしいバックボーンに欠けていることはまことに遺憾であります。

政府は、かつての水質二法、ばい煙規制法等で、本来の公害防止よりも産業との調和に目を奪われ、ほとんど実効をあげ得なかつた過去の誤りを再びここで繰り返さんとしていたのであります。われわれは、わが国の公害の現状と将来に深く思いをいたし、国民の公害対策基本法案に寄せられる期待にこたえるため最善の努力を尽くさなければなりません。その意味において、われわれの案こそまさに国民の期待にこたえる最良の案と信じ、以下、若干政府案にも言及しつつ、その内容のおもなる点を御説明いたします。

まず第一は、本法の目的に関する事項についてであります。われわれの掲げている目的は、そのまますなおに御理解いただけるものと存じますが、政府案には「経済の健全な発展との調和を図りつつ」というきわめて重要な字句が挿入されているところに問題があります。この表現は、第一条の目的と第八条の環境基準に出ておりますが、本来公害の防止とは異質のものであり、国民の生存権にかかる公害対策が、産業界の要求に道を譲って公害対策の万全は期し得ないし、企業自身も、他の企業の公害によって被害を受けている事例に徴しても当然削除すべきものであります。国民の健康と福祉の保持が、事業活動その他の経済活動における利益の追求に優先することを原則としない限り、公害の発生を防止することはできないと思ふからであります。

本来公害は発生責任主義によって処理すべきものであり、公害の主たる発生源たる事業者は、その社会的責任の立場から見ても、進んで公害防止のための万全の措置を講ずべきであります。このことは、われわれの基本的主張であるのみならず、公害審議会答申、社会開発懇談会中間報告、人口問題審議会の意見、国民生活向上対策審議会の答申等の中でも一致して同様の主張を述べております。

従来、日本の事業者の場合、政府の企業擁護の政策と相まち、公害に対する企業責任の自覚に欠け、あるいは責任を回避する傾向の強かつたことは、経団連の「公害防止対策の基本的な考え方」の中でも、明らかに読み取れる点であります。事業者の中には、日本の産業経済や地域開発に貢献しているというゆえをもつて、ある程度の公害発生は目にとらえず、多大な気持があつたり、あるいは企業間競争や国際競争に勝つたためには、コストのかさむ公害防止施設の設置や、所要の公害防止事業の実施などほとんどないという、企業エゴイズムの強いものもあります。われわれをして率直に言わしむれば、年間六千億円をこえる交際費のたえ三分の一でも四分の一でも、思い切つて公害防止事業に振り向けるといふ新しい企業者モラルを持つべきだと思ふのであります。

われわれは、一方で強く企業責任を追及する姿勢をとる反面、責任遂行に伴う必要な資金の確保及びあつせん、税制上の措置、助成金の交付等の施策は、企業の実態に即して十分やうてまいりた所存であります。

なお、公害防止の徹底と公害にかかると被害の救済に万全を期するため、事業者の無過失賠償責任を明らかにしたことはきわめて重要な点であります。

第三は、国及び地方公共団体の責務を明確にし、公害の発生防止のみならず、公害にかかると被害の救済に関する施策を講ずることを明らかにいたしました。

第四は、政府が公害対策に関する五カ年計画を

作成して、国会に提出するのみならず、これを広く天下に公表し、毎年その実施状況を国会に報告する義務を課しております。これはなぜか政府案から除かれておりますが、公害防止に関する総合計画の樹立こそは絶対必要であり、その年度別計画の実施状況とあわせ、国会と国民にその内容を明らかにすることは、責任政治の立場から見て当然のことである。

第五は、公害行政の一元化による所要の機構整備をはかったことである。すなわち、今回新たに公害の発生防止に関する行政事務及び公害にかる紛争の処理に関する事務を統一し、かつ、公正に遂行させるため、総理府の外局として中央公害対策委員会を置き、この委員会に事務局及びその地方支部、中央公害対策審議会並びに公害防止研究所を置くこととしたことである。

また、都道府県または指定都市に地方公害対策委員会を置くことができるとし、地方公共団体の自主性を尊重しつつ、公害行政の一元化をはかる所存であります。これらの新たな機構には、技術的職員を配置を含め、公害行政の一元の運営に必要な陣容を整備することとし、公害に対する国民の強い要請にこたえてまいりたいと存じます。

この点について、政府案は、現体制の上に公害対策会議といういわば関係閣僚会議ともいふべきものを設けるにすぎず、従来の各省のセクシヨナリズムの排除、迅速的確なる行政運用などほとんど期待し得ないことは、過去の実績に徴してもおのずから明らかであります。

第六は、公害にかる許容限度の設定についてであります。

中央公害対策委員会は、中央公害対策審議会の意見を聞いて、大気汚染、水質汚濁及び騒音のそれぞれについて許容限度を設定することとし、その基本的条件は、住民の健康、静穏な日常生活、財産、農林水産資源等が侵害されないようにするため、必要かつ十分なものでなければなら

ないと明確に規定して、公害から国民を守るの国々然たる態度を明らかにいたしております。しかも、この許容限度については、常に適切な科学的判断を加えて、必要な改訂を行なうこととしたしております。

第七は、排出等の基準の設定についてであります。排出等の基準の設定については、中央公害対策委員会が中央公害対策審議会の意見を聞いて行なうてまいりますが、その権限を一部地方公害対策委員会等に委任することができるとし、中央、地方を通じ、実態に即した機動的運用をはかる所存であります。

許容限度と排出等の基準との関係は、発生源対策としてきわめて重要な点であります。政府案のように両者の関係があいまいで、しかも環境基準が経済の発展との調和で制約されるようでは、そもそも環境基準を設けた本来の意義が失われてまいります。その点、われわれの案では、前述の基本的条件に適合した許容限度を越えないという大前提に立って、発生源たる事業者等の遵守すべき基準を設定してまいるのであります。

第八は、公害にかる被害についての救済制度についてであります。これは公害にかる被害を受けた国民からすれば重大関心事であります。従来、事例に徴しても、公害紛争は、被害者と加害者の間で短期間の間に処理されることが一般的に困難であり、かつ、加害者が不特定多数で見えぬ場合においては、現に被害者が公害にかる死亡もしくは病氣という事態も当然予想されます。

したがって、われわれは、公害にかる被害者の立場に立って、救済基金制度や救済のための公害保険制度等の創設を検討し、その結果に基づく救済制度を確立して、公害にかる被害者に対する医療の給付もしくは生活費の給付または公害にかる被害についての原状回復等の救済がすみやかに行なわれるようにいたしたいと存じます。

また、公害にかる紛争が生じた場合における

中央公害対策委員会等による紛争の処理についても、必要な施策を講じ、問題を迅速的確に処理してまいりたいと考えております。

最後に、公害の顕著な地域等における特別の施策については、政府案は、基本法案の中に実体的性格の内容のもので含まれていると考えられますが、われわれは、この点については明確に区分し、別に公害の顕著な地域等における公害防止特別措置法案として、基本法案と同時に提案してお

りますことを申添えておきます。以上がわれわれの提出いたしました公害対策基本法案の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、御可決あらんことをお願い申し上げます。提案理由の説明を終る次第であります。

引き続きまして、公害の顕著な地域等における公害防止特別措置法案の提案について御説明申し上げます。

私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました、公害の顕著な地域等における公害防止特別措置法案の提案理由と内容につきまして、御説明申し上げます。

すでに公害対策基本法案の提案説明の際にも申し述べましたように、今日の公害による被害の発生は日に日に増大の一途をたどり、国民の健康と生活はもとより、その影響は産業自体にまで及び、いまや正常な生産活動を阻害する事態すら招来せしめているのであります。

したがって、わが党の公害対策基本法案の二十条の規定にございますように、特に現在公害が著しく発生し、また今後著しく発生するおそれのある地域につきましては、早急に除去または予防を総合的かつ計画的に実施する必要があると考える次第であります。これがこの法律案を提出する理由であります。

て、実施すべき公害防止計画の基本方針を示して、その計画の策定を指示することとしたしました。また地方公害対策委員会は、中央公害対策委員会にその指示を求めることができ、公害防止計画を作成するにあたっては、都市計画その他土地利用計画との調整をはかることもに、関係市町村長、住民、事業者等の意見を聞かなければならぬこととしたしております。

第二に、公害防止計画の内容は、公害発生の原因となる施設の立地及び土地利用の規制、さらに国または地方公共団体の実施する事業のうち、緩衝地帯の設置、住居と敷地の買い上げ、家屋と宅地造成、工場移転、共同処理施設、道路、下水道、汚水処理場、清掃施設、工場団地など公害防止に關係ある計画または事業を含むこととし、それを推進するために必要な監視、測定等の体制の整備について定めることとしたしております。

第三に、公害防止計画を達成するために、国及び地方公共団体が十分な措置を講ずることはもとより、国と事業者はそれぞれその経費の一部または全部を負担することとし、負担すべき事業者の範囲と負担割合については、中央公害対策委員会の定める標準に基づき関係者が協議してきめることなど所要事項を規定いたしております。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○八木委員長 折小野良一君。
○折小野議員 私は、民主社会党を代表いたしまして、ただいま上程されました公害対策基本法案の提案理由並びにその内容につきまして、簡単に御説明申し上げます。

わが国経済の目ざましい発展は、一面において、多くの国民の犠牲の上に成り立っていると申すべきであります。かかる高度成長政策のひずみとして、続発する公害は国民の健康をむしばみ、生活環境の悪化はゆゆしい社会問題を惹起してい

るのであります。しかも産業の集中と人口の過密化は、これに対する適切な措置のないままに、公害の恐怖とその害毒をますます蔓延させているのであります。したがって、公害の防止は、国民の健康、財産を守り、よき生活環境を維持する上で、何をさておいても早急に解決されなければならぬ国政上の最重要課題の一つであると確信いたしますが、現実には、その施策の裏づけたるべき法の整備が十分のために、公害を全国的に野放しにする結果を招いているのであります。

すなわち、現行法制においては、第一に、公害と認定される統一された規定がなく、そのため公害排出に対する規制が円滑に遂行されておられません。

第二に、公害の防止に関する事業者等の責務があいまいでありましたがために、公害の事前の防止はもとよりのこと、被害補償や苦情処理等の救済も非常におくれているのであります。

第三に、公害に関する基本的事項が定まっていなため、現在の公害関連法律はすべて事後法であり、事前にこれを防止するという十分な法的措置がとれない状態にあるのであります。

以上の諸点から、今日の事態は公害を抜本的に防止するための基本法案の制定を切実な問題として要請しており、本案を提出する理由はまさにここにありるのであります。

次に、法案の内容についてその概略を御説明申し上げます。

第一は、その目的におきまして、この基本法は国民の健康と生活環境を守るために、総合的かつ十分な対策が講ぜられなければならないことを明確に規定したのであります。すなわち公害対策についての人間尊重と社会正義の立場を宣言したものであります。

第二は、事業者、国、地方公共団体等の公害に対する責務を明確に規定した点であります。特に公害原因者である事業者の責任について、故意過失にかかわらず責任を負うべき旨を明らかにし、公害対策についての施策はすべての産業政策及び

び企業利益に優先して策定され、及び実施されなければならないことを明記いたしました。

第三は、公害の発生の防止に関する計画等についてであります。十年ごとの長期目標を定め、この目標を達成するための総合計画及び年度別計画を作成し、これを国会に提出するとともに一般に公表し、または実施状況を毎年国会に報告することとして、公害対策の計画的な実施を保障しようとするものであります。

第四は、許容限度の設定と排出等の規制を行なうための基準の設定について、明確かつ厳重な規定を設けております。許容限度については、地域の用途別、水域の利用目的別、昼夜の別、人口密度等を考慮して実効的な基準を定め、かつ、運用について適切な措置がとられるよう規定し、排出基準については、今日までの対策の実情を考慮し、より適切な措置が行なわれるよう規定の整備を行ない、特にこの基準が最高限度のものであって、できるだけそれ以下にするようにつとめるべきことを明らかにし、また改善命令、停止命令等による規制の強化を行なったのであります。

第五は、公害に関する研究調査について、科学技術の振興をはかり、必要な指導、助成を行ない、公害の発生防止と、発生した公害に対する適切な措置の実施を保障するよう必要な規定の整備を行なうこといたしました。

第六は、公害の顕著な地域等における特別の施策についてであります。このような地域については、その地域の公害防止の基本方針を定め、これに基づいて必要な具体的公害防止計画を樹立し、その達成に必要な措置を講ずべきことを規定しました。

第七は、公害による被害についての救済制度の整備について、特に現実問題として、その原因並びに責任の不明確であることによる救済の遅延、不完全、不履行等を防止するため、国がその責任において必要な施策を講じ、自後事業者に対する分担金の賦課等の制度を確立し、また紛争処理制度を確立するのに必要な施策を講ずべきこととし、公

害による救済の保障を明らかにしました。

第八は、公害対策についての行政事務及び公害にかかる紛争処理等の事務を統一的に、かつ、公正に行なうために、総理府の外局として、国会の同意を得て任命される委員によって組織される中央公害対策委員会を置くこととし、その下に各都道府県及び指定都市に地方公害対策委員会を設けることといたしました。特にこの点については、行政機構の統合一元化による行政の効率化と行政委員会による行政の中立性を確保しようとするものであります。

以上民主社会党提案の公害対策基本法案について、提案理由並びに法案の要点のみ御説明申し上げます。私どもはこの案が最もいい案であるというのを確信をいたしております。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○八木委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。各案についての質疑は後日に譲ることといたします。

○八木委員長 船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。砂田重民君。

○砂田委員 海水汚濁の防止に関する法律を、読んでいただければちょっとわかりにくい点があるところがございます。御質問したいと思いますが、前回の当委員会ですでに同僚の河上委員その他から御質問がございましたので、重複をできるだけ避けまして伺っていきたく思います。

まず第一に、私が持っておりますのは運輸省で翻訳されたものだと思いますが、デイスチャージといふことばとエスケープといふことばが使っておりますが、条約の第一条に、日本語で訳してあるのを読みますと、「排出」とは、「原因のいかんを問わず、すべての排棄又は流出」ということばが

使っております。本法の第一条には「この法律は、船舶から海上に油を排出することを規制し」とございしますが、運輸大臣にひとつ冒頭にお伺いをしておきたいと思ひますのは、この条約にうたつてあるデイスチャージとエスケープ、デイスチャージのほうは意思を持って投棄するという意味だと思ひますが、エスケープといふことばの意は意思を持たないで油がこぼれてしまった、そういうときにも適用されるように条約の第一条には書いてございしますが、本法の「船舶から海上に油を排出することを規制」という「排出する」というのはデイスチャージ、エスケープ、いずれも該当するんだというふうに理解してよろしゅうございしますか。

○大橋国務大臣 そのとおりでございます。

○砂田委員 次に、規制されます船舶のトン数のことに関連して伺っておきたいと思うのですが、本法でも、タンカーで五百トン以上、一般の内航船で五百トン以上というふうな、条約と同じ規制をしておられるのでありますけれども、内航海運の登録をされております隻数からいいますと、五百トン以上のものは大体三〇％しかない。百五十トン未満のきわめて小型のいわゆる内航タンカーといふのが大体七〇％くらい。タンカー以外の一般の内航船の各港の入港隻数も、やはり五百トン未満が七〇％強であつて、五百トン以下のものは隻数で三〇％弱しかないのではないかと。運輸省の資料を見ますと、こういう割合になつていますが、はたして今度の法律で規制をされるこの三〇％以下の内航タンカー、一般の内航船、こういった船について、バラスト、ビルジまたタンククリーニングのそういった油濁物についての規制トン数船と、本法で規制されない非規制トン数船とが持つております原因を起すところであらうところのトン数の割合でいいますと、前回の河上委員その他への御答弁で、大体九〇％これで規制していただけるのではないかといいことでありましたが、この数字はどういうふうに計算をしておられますか。

○鈴木説明員 たいだいまの御質問に対してお答えを申し上げますと、油性混合物だけで見ますと、本法の規制対象船舶の排出いたしますものにつきましましては、トン数から申しますと約八割カバーできるというふうに推計しております。それから油性混合物でなしに油だけで見ますと約九割これによってカバーできるというふうに推計しております。

○砂田委員 簡単にけっこうなんです、たとえばバラストなんでものは不確定要素が非常に多いと思うのです。積んでくるときもあるだろうし、海がたいして荒れてなければわずかなものしか積んでこないかもしれない。不確定的要素を相当含んだ問題だと思ふのだけれども、どういう計算をしておられるか。隻数だけでいきますと、こういうふうに七割三割、逆に規制を受けない船のほうに圧倒的に多いのだけれども、油濁物あるのは油そのもの、そういったものは九割八割というふうには押えておる。その計算をなされた基礎を説明をしていただきたい。

○鈴木説明員 要するに廃油の種類をビルジ水とバラスト水と、タンクをクリーニングする場合のクリーニング水、三つに分けてまして、内航、外航、漁船、外国の船というふうに四つに分けてまして、それでは年間何トンくらいのもので、汚水を出すかということも推計いたしまして、トン数によってそれを掛けたいというわけでございますけれども、それによりまして、いまのような結果が出てくるというわけでございます。たとえばビルジにつきまして、これはほんとうに微々たるものでございまして、総トン当たり年間〇・一トンというところで計算しておるわけでありまして、一番大きいのはやはりバラストでありまして、大体一航過当たりデッドウェートの三分の一くらいバラスト水を流す、そういう計算でやっております。それからタンククリーニングにつきましては一航過当たりデッドウェートの十分の一くらい見込んで洗うというところでありまして、そういうふうには計算した結果、こういうことになったわけであり

ます。

○砂田委員 一番大きな問題のバラストが、そういった計算をされるのに不確定要素をだいたい含んでいるというので、たいへんその計算はむずかしいだろうと思うのですが、八割、九割くらいは規制されていく、そうあることを期待しております。ところが、この法律では規制されない百五十トン以下の、特に二、三十トンのこういう油を積んで港内を歩くという船も、先ほど申し上げたように隻数というものは非常に大きなものがあるわけなんです。これが今度のこの海水油濁の法律では規制をされない。前回の当委員会での御答弁では、港則法で海上保安庁がこれをいままでも監督をしてきたので、これから港則法第二十四条で取り締まっていこうというふうな御答弁があったようにございまして、実際問題として、いままでも海上保安庁はあまり厳格に取り締まっていなかったんじゃないかと私は思う。それは、やはりそういう小さいタンカーにいたしましては、それを処理してくれる設備なんというものは一つもなかった。バラストとか、そういったものは港でもどこでも捨てるのが長い間の習慣というのか、そういうことで、きょういっていただきました保安庁の資料で幾つか取り締まった例も出ておるようでございますが、そういういた施設的なものが何もないに、ただ取り締まるばかりということでは保安庁もやりにくいというところで、あまり厳格な取り締まりをやっておられなかったんじゃないかと思うのですが、そういうことですか。海上保安庁のほうから……

○猪口説明員 たいだいま御指摘のありましたように、施設がないから取り締まらなかったものではなにかということでございますが、お手元に差し出しました資料にもございまして、おっしゃるに、私たちが目にあまるものにつきましては、港則法の二十四条の規定に基づきまして検査いたしまして、そしてそれそれ刑事訴訟手続を終つておる次第でございます。決して施設がないから港則法に規定されております取り締まりをおろそかにしたということではございません。

○砂田委員 港則法二十四条にはどう書いてありましたか。たしか「みだりに」ということばが入つておりましたね。ですから、今度のこの海水油濁防止のための法律とは何かきびしさが少し違ふような気持ちがあるのですが、また罰則の規定も片や三万円、片方は十万円、罰則もまた違つてきている。ただ先ほど私申し上げたように、トン数ではあるいは小さな船のほうを海をよこすあれは少ないかもしれないけれども、隻数からいうと相当な数なものですから、これから保安庁もひとつ御熱心にその取り締まりをやつていただきた。と同時に、やはりそういう港則法第二十四条の精神というものを——みなそれぞれ小さい一ぱい船主の人たちであらうと思ひますから、そういった指導を一生懸命海上保安庁ではぜひやつていただきた。これをひとつお願いをしておきたいと思ひます。

それから、いまもちよつと私触れましたが、港則法第二十四条の罰則が三万円、今度のこの法律による罰則が十万円。別にひがんで言うわけではないのですけれども、この十万円の罰金というところが変なことに関連をしてくるのです。それは一つの油、これを海上にこぼした場合には、それを洗剤などの化学薬品で処理をいたしますと、一つの流した油を完全に中和させるだけの洗剤をまいて原状回復をやつたら、大体それに十万円ぐらゐの費用がかかるということが推定されるんですね。そうすると、第七條の第二号に書いてあるように、流れ出ることを防止する努力をすれば第五條六條の規定は当てはめられない、適用しないというようなことが第七條に書いてありますが、一トンこぼしてしまつた油を処理するのに、洗剤をまいて完全に処理すると十万円かかる。もしも一トン以上の油をこぼしたときにはこれは罰金とられるほうがかえつて安上がりになる。これは決して好ましくないのではないが、ただそういうような考え方を船側がやつて、その第七條第二号の努力をはたしてするだろうか。排出防止を努力する、その努力を徹底的にもう少し命令するような、そう

いう事項を書いておくということが必要ではないだろうか、そういう気持ちがあつたところなんです、これはいかがですか。

○大橋國務大臣 この取り締まりというのは権力行為でございまして、やり方によつてはいろいろ手荒なこともできますし、十万円の罰金では安過ぎると思ふような場合には、取り締まりの速度を調節いたしまして、一週間、十日ぐらゐは動けないようにしておくといいこともできるわけでございます。まあ、罰金はこの程度でよろしいかと思ひます。

○砂田委員 罰金というのは目的じゃないのですから。ただ、たまたまちよつと一トンぐらゐの油を流したときに、それを処理するのに十万円ぐらゐかかる、調べてみたらちよつと罰金と同じぐらゐの金額が出てきたものですから伺つたのです。その七條に、油の排出禁止を適用しない五項目が並んでおりますが、その第一項目は船舶の安全の確保ということであつて、第二項目が船舶の損傷した場合、衝突その他によつて起こつた現象のことだと思ふのですが、そこでひとつこの第二項目の場合を想定して伺つておきたいと思ひます。これは、小さいタンカーがぶつかった。油が流れ出てしまふ。ところが、その流れた油は、衝突してしまつた船舶は損傷を受けて自分で流れた油の処理をする能力を失つてしまふ。海面に実際に流れしまつておる。そうすると、清掃をして原状回復をする義務を持つてゐるものはだれでありますか。

○大橋國務大臣 この条項は原状回復の義務とは関係ない条項でございまして、そうした場合には、きましても、原状回復を命ずる場合においては、やはりその船舶の所有者に命ずることができると思ひます。

○砂田委員 大臣、その船舶の所有者に命じて、実際にその船舶自体はもう処理する能力を失つてゐる、衝突によつてそういう障害を船自身が受けてゐる。それからその船舶の所有者といひますか、比較的何しろも船を持つてゐる船会社であつて、その港の中あるいは近くに同じ船会社に属す

る船があれば、そういう仕事ができるのですが、どうもそうでない場合がいままでもたびたび起こっているわけでございます。これは港湾管理者がいままでも一番苦勞も、苦心も、どうも理解しにくいと言っているところ、原状回復をやる義務者というものをやはり明確にしておく必要があると思うのです。

○大橋国務大臣 一般海域については規定はございませんが、港則法の適用ある水域におきましては、港則法第二十四条で、「廃物を捨ててはならない」という規定がございまして、それに違背をいたした者に対しては、「その捨て、又は脱落させた物を取り除くべきことを命ずることができ、これに相なつております。したがって、この命令につきましては一般の行政処分と同じように行政代執行法でもって代執行をいたしまして、その費用を船舶所有者から取り立てるという方法が法律上は備わつておると思うのでございます。

そこに船舶所有者がおりませんでも、この命令を出してさへおけば、あとは管理者でその命令をみずから代行して、費用の請求をするという形で救済をすることができようかと思ひます。

○砂田委員 もう一つ伺いたいのですが、港則法第十二条を、審議官、ちよつと一ぺん読んでみて下さい。

○大橋国務大臣 港則法の十二條の規定は、港湾管理者の権限を規定いたしておるわけでございまして、この場合において港湾が汚染されたとか、あるいはじやまものが存在するというような場合には、港湾管理者としての責任上、当然それを取り除きまして、港湾を良好な状態に置く、そのことを書いてあるわけでございまして、この場合におきましては、その費用は港湾管理者みずからが負担することに相なるわけでございまして、ちよつと海上保安庁が行動した場合、自己の行動に基づく経費は海上保安庁みずから負担するのと同じでございまして、船主に対して費用を課するということ、この場合にはできないと思ひます。

○砂田委員 私が第七條第二號の船舶の損傷に

よつて起こつた油あるいは油濁物の流出を前提にして伺つて、一番港の中で多いのはそれなんです。ですから、第七條第二號の船舶の損傷によつての油の流出というものは、その船の側で流出を防ぐための努力をすれば、五條、六條は適用されないということですね。しかし、現実問題として油は海に流れてゐる。それを取り除く原状回復の義務を負つた者は海上保安庁であるのか、港湾管理者であるのか。その費用というものはどう見ていったらいいのか。これをひとつ明確にしておく必要があると思ひます。それで伺つてゐるのです。方々の大きい港湾でそういう事態が起こるたびごとに、海上保安庁と港湾管理者との間で義務が明確でないためにいろいろ原状回復が迅速にいかない、そういう例がこれまでありましたが、けに、この機会に私はそういう点をひとつ運輸省で明確にしておいていただきたいと思ひます。

○大橋国務大臣 本人に費用を課する場合においては、そういう道がある限り、港湾管理機関から港則法による命令を出しまして、本人から費用を出させるということになるわけでございまして、それがない場合におきましては、海上保安庁がやるか、あるいは港湾管理者がやるか、いずれかになるわけでございまして、いずれの場合にいたしましても、本人の費用負担を伴うものでございまして、から、いわゆる消極的権限争いというような事態が生じやすいと思ひます。その点についての砂田委員の御質問だと存じます。この点につきましましては、いままでもどういふにやるかという取り扱いについての確たる方針がございまして、御注意の次第もございしたので、ひとつ港湾管理者あるいは海上保安庁相互間でよく相談をさせまして、何らかの規律をはつきりさせておく処置も必要と存じますので、至急そういう運びにさせていたきたいと思ひます。

○砂田委員 せっかくこれだけの法律をつくつて海の水をきれいにしていくということなんですから、いままでも相当広範囲にわたる——特に港

湾内の海水の油濁というのは、いま私が申し上げたような事柄から起こつてくるのが多かったわけです。これからもそういうことでないかと思ひます。ただに、またそういう事態が起こつたときに海上保安庁と港湾管理者との間で原状回復の義務がどこにあるかということが明確でないものだから、迅速に事が運ばなかつたということも幾たびか聞かされてゐます。ぜひそのところの原状回復義務者というものを御検討の上で明確にしておいていただきたい。お願いをいたしておきます。

○大橋国務大臣 いまでは油による海水の汚染というものについて、これが航海にすぐ支障を生ずるものでもございせんし、ただ見てくあいが悪いとか、あるいは衛生上支障があるとか、そういう点が多かつたものであります。その点についてはつきりした行政権の作用がなかつたわけでございまして。このたびこういう法律ができます以上、やはり港内における油の問題も、それと見合つて嚴重に取り締まりを励行する必要があるかと存じます。さすれば、港湾管理者ないし海上保安庁系統の官庁の双方の間に、その責任についていろいろ不明確な点で起こりやすいと思ひますが、これは当該機関の話し合いを行ないまして、どういふ場合にはどつちがやるということをおあらかじめ決めておく措置をとりたいと思ひます。

○砂田委員 海上保安庁も、港湾管理者も、乏しい予算でやつておられるだけに、そういう問題が起こつたときに、どうも消極的ななわ張り争いがあつたのじやないかと思ひます。どうぞその点御調整の上よろしくお願いをいたしたい。

次に、廃油処理施設のことでもちよつと伺つておきたいと思ひますが、条約の第八條に石油積み込みターミナルは施設を備えつけねばならないといふふうに条約にはなつてゐるのですが、これと並べて船舶の修理港ということが次の(ロ)項に出てくるわけです。すらすらと読みますと、船舶の修理港と書いてあれば、これは港湾管理者と考へていいと思ひます。その一つ前に書いてある石油ターミナルというこの字句はどういふふうに解釈すればいい

のか。今回の海水汚濁のこの法律では、そういうた廃油処理施設というものは主として港湾管理者に施設を備えつけさせるというように理解をするのですが、条約でいう石油積み込みターミナルというのは何をいつてゐるのか。石油積み込みターミナルで事業をやつてゐる民間企業をいつてゐるのか、その民間企業の集団をいつてゐるのか、そのターミナルのある港湾の管理者をいつてゐるのか。この条約のいうところの石油積み込みターミナルというのは何をさしてゐるのか。

○鈴木説明員 条約の第八條の(ロ)でございまして、条約では油の荷積み場と、日本語に訳しますと書いておられますけれども、本法では、そういう修理港とか、油の荷積み場というふうに分けずに、いわゆる港はということを書いてあるわけでございまして。そこで、条約で申しておりますのはタンカーが油を積み込む場所でございますので、たとえば日本で申しますと精製所でございますが、精製したものをタンカーに積みまして、そして消費地へ持つていくということが主だと思ひますが、そこでは積み込み場合にバラスト水を流しまして、それで油を積み込むということでございますので、一番よれる率が多い。こういうことで特に条約では油の荷積み場と書いてあるわけでございまして。本法といたしましては、やはりそういったものを入れまして、もちろん精製所のそばの港も全部入るという趣旨で書いてあるわけでございまして。特に分けて本法では言っておりませんが、趣旨は同じだと思ひます。

○砂田委員 本法をそのまますらすらと読んでいきますと、港湾管理者が大体その施設をつくらなければならないのじやないか。そうすると、港湾管理者がタンカーのバラスト水を処理するための施設、それをやるにいたしまして、石油積み込みターミナルは、実際には油槽所であるとか、石油精製工場があるところとか、そういう油槽所の敷地内の海に面した場所に設備をすることが、船舶の積み荷であるとか荷おろしとか、そういう船舶の通常の運航をおくらせることが少なく便利

であるという気がする。そこで、そのような場所に処理施設をするについても、港湾管理者がはたして適当な土地を持っているかどうか。やはりわれわれが考える石油のターミナルの敷地内に設備をすれば、船にとっては一番ぐあいがいい。船の運航をおくらせないような場所というのは、そういう場所だろうと思うが、そういう場所を確保するために石油業界の協力を必要とすると思うのですが、そういうことを、運輸省あるいは通産省の鉱山局長にも来ていただいておりますが、何か業界と話をなさっておられるか。

○鈴木説明員 ただいまの御質問でございますけれども、運輸省といたしましては、実は本法で自家用処理施設という規定がございます。これは主としてそういった石油精製工場にも出入りする船について、精油を出すという趣旨でそういう万全を考えているということが本法にはございます。

それから石油業界と話もいたしました。やはりそういった施設があったほうが、先生おっしゃいましたように船の航行率からいっても、わざわざ捨てるよりもいいのではないかと、そういうものを設置する必要があるのではないかと、いうことを考えているわけでございます。

○砂田委員 いまばくが尋ねたのは、質問のしかたが悪かったのじゃないかと思いますが、石油精製工場、それも四日市みたいな場合を伺ったのではなく、今度指定された六つの港にそれぞれ石油精製メーカーが油槽所を、タンクを持っております。これは各石油精製メーカーが大体隣合ってたぐさんタンクを持っている。そうなる、そういう場所では自家用ではなく、やはり港湾管理者がそういった場所に処理施設をつくるだろう。そうすると、その港湾管理者は埋め立て地を石油精製メーカーに売ってしまったらして、かっような場所に土地を持っていないのじゃないか。そうすると、丸善石油のタンクがある、三菱石油のタンクがある、何々石油会社のタンクが並んでいるというときに、その近くか、その敷地の

うち、そういうところに施設ができれば一番いいわけです。したがって、そういう敷地提供とかいったことを石油業界にも協力してもらわなければ、なかなかそういう場所は見つけないのじゃないか。港湾管理者が、自分が持っている土地が遠くにあつたのでは船の運航を非常に困らせる原因になるのではないかと。そういった意味合いから、そういう船の運航をおくらせることのないような場所に設備をする、そういう石油業界へのあつせんを、鉱山局長は何かそういう話をなさっておられますか。

○両角政府委員 汚濁防止施設を港湾管理者において設置いたします場合に、その土地その他の便宜につきましては、その近辺に所在する石油精製工場その他の石油関係の側において、もし協力が必要であるという具体的な事実が起つてまいりますならば、十分協議をいたしまして、さうな方向での協力をいたさすように指導をいたすつもりでございます。

○砂田委員 そういう協力が必要であれば、両角さんの御回答だったのですが、そういう協力が必要になってきます。ですから、これは今度運輸省で適用される六つの港、どの港もみな必ずそういう事態になってくるのではないかと。これはやはり鉱山局と一緒に石油業界も協力について努力していただきたい。そうでないと、これから私が伺いたいと思つてゐる料金、それから内航海運対策という立場から見た場合のこの法律の波及する企業の問題、そういったことも相当大きな影響があるのではないかと。そういう石油を積み込む小さなタンクが乱立している、各精製メーカーが大体同じような場所に集まって油槽所を持っておりまして、そういう場所に港湾管理者がつくる廃油処理施設というものができると、御努力をお願いしたいと思います。

○大橋国務大臣 御承知のように、港湾管理者のつくる処理施設に対しては、政府から特別に助成金を出すことにいたしております。しかし、これは政府の予算金額が必ずしも十分ともいえま

せん。はたしてこれで港湾のタンカーの需要に十分であるかどうか疑問だと思つてございまして、今後の運用方針といたしましては、運輸省といたしまして、港湾並びに船舶の監督者たる立場からいたしまして、石油業者も十分説得いたしまして、そして単独あるいは共同で必要な施設を完備することに協力してもらつて格段の努力をいたしたいと思つております。

○砂田委員 それでは次に、処理用地のことを伺つておきたいと思つておりますが、いま私が御質問をいたしました、またお願いいたしましたことが現実に出てまいつておりますのは、神戸港を例にとつてお話ししておきますが、神戸港は、港の東の端、西の端にそれぞれ石油精製メーカーのタンクがある。小さなタンカーの運航をおくらせず、タンカーにできるだけむだな費用を使わさないでやるためには、どうしても東西二カ所にそういう処理施設をつくらなければならない。大体四十二年度の廃油の発生予想というものを神戸港でやつてゐるようですが、バラスト水千三百二十トン、ビルジ九十六トン、タンククリーニング水五十トン、合わせて千四百トン余りの処理施設をやりますので、したがって一カ所七百五十トン程度の処理能力を持った処理場をつくるわけですが、それぞれ千坪ぐらいの用地が必要なのです。この用地は、実際問題として各精製メーカーが埋め立て地なら埋め立て地にタンクをずつとつくと相当な広さになるわけです。その中に敷地が設けられないというところになると、今度はとんでもない遠くのほうへ行つてやらなければならない。そういう意味があるものだから、石油精製業者の持っているタンクがずつと並んでいる場所に敷地等も——いわゆる産業界、石油業界の協力がなくては非常に不便なところにつくらざるを得ない。そういう事態になつてまいりますので、運輸、通産両省ともひとつ石油業界へのあつせんをしていただきたい、そういうお願いをしたわけです。ただ、いま私が申し上げた処理場で処理をいたしますのに、その処理場の建設費用が大体八千万から

一億ぐらいかかるわけです。これの半分が国庫負担ということになっております。四十二年度の予算で六つの港、それぞれ処理場の規模は違ふと思ひますが、半分の国庫補助をやるだけの予算が四十二年度予算で組まれておりますかどうか。

○鈴木説明員 四十二年度の予算におきましては、半額の三億という予算を確保したわけでございます。これで六カ所をやるわけでございまして、これは実は本年度と来年度の二年にわたつてやるものですから、来年度にも三億出さないとやつていけないわけでございまして、ですから今年度分は、その半分だけで三億ということでございます。

○砂田委員 それでは、その処理場で処理をいたしますのに料金を取ります。港湾管理者がそういう処理場をつくつて料金を取ります。その料金はどういふふうに計算されるのですか。それから大体トン当たり幾らぐらいにつくのですか。

○鈴木説明員 料金につきましては、いわゆる建設費とその施設の運営費というのを合算しました金額、それが一番金がかかるわけでありまして、金額、そのうち国が半分持つ。あの半分は港湾管理者が持つ。それから利用者にも持つてもらふ。原因者でございまして、三者が持ち合ふということでございます。それから、運営費につきまして大体料金でまかなつていったらいいのじゃないかというふうに考へております。これをあんまり高くいたしますと、小型船につきましては船主経済に影響を及ぼしますので、適当な値段をつけなければいかぬ。と申しまして、また港湾管理者もつるうございまして、その辺のところは適切な値段を算定していきたいと思つておるわけでございまして、それから運賃がそのために多少プラスされることもあり得ると思ひますので、この点につきましても荷主さんのほうの了解をとつて協力を得るというところで、三者でそれぞれ適当な分担をするという仕組みで計算したいと思つておるわけでございます。

第二類第五号 産業公害対策特別委員会議録等

昭和四十二年六月七日

五

ても、長い目で海運業界に対してでき得べき協力
はする、これは当然いたしていくのが筋合ひでは
ないか、さような方向で石油業界も、内航海運業
界に対する前向きな協力体制というものは、われ
われとしましても要望いたしたいと考えておりま
す。

○砂田委員 私、内航海運業界を石油業界が助
けてやれという意味では申し上げてないのです。
海水を油濁から防ごう、守っていく、そういう考
え方から、内航タンカーなどという小さな力のな
い企業だけではとてもこれはやり切れることでは
ないのです。海が油でよれるのは石油業界の責
任ではない、船の問題だというふうなことで、石
油業界がそういう割り切り方をされてしまったの
では、この法律は生きてこないという気持ちがあ
るのです。処理料にいたしても、三十円、四十
円、五十円というところでは、なかなかこれは
解決がむずかしいのじゃないか。石油業界にも一
部負担をせよという、運賃の改訂という形で協
力をせよというとしても、やはり処理料というも
のが大体二十四円見当であるようなふうなふうな
予算措置を検討していただかないと、私はなか
かむずかしいのじゃないかという気がするの
です。処理施設がすぐに完成してことしからスタ
トするわけではありませんが、まだ時間もある
ことでありますから、ひとつその処理料というも
のをもう少し低く押えられるような方法を、これ
は石油業界とは関係なしにでも二十円ぐらいであ
るような方法を運輸省としても御検討いただ
きたい。

それが一つ、こういうふうにいたしまして、
国も、港湾管理者としての地方自治体も、また船
舶業界も、海水の油濁防止にそれぞれ犠牲を払
ってでもやっています、こういう決意をしているこ
とでありますから、石油業界だけがこれは知らな
いんだということでは、私はちょっと情けないと
思う。公害対策基本法も当委員会にもうすでに提
案されたきょうでございます。国民の健康と生活
環境との調和ということはこの公害基本法もう

たっておりまして。産業側がその調和することすら
拒否されたものではこれは重大問題だと思う。石油
業界が、きょうの国際情勢の変転の中でたいへん
な大あらしのまっただ中におられること、また苦
悩しておられることもわかりますけれども、やは
り日本経済の一つの花形としての石油業界であり
ますから、国民生活に奉仕をする経済ということ
もいわれる時代でもあるのですから、ひとつ新し
い時代の公害防止問題に新しい認識と社会的な責
任を適切に石油業界も負担をしていただきたい。
特にこれは鉱山局長に私はいま申し上げているの
で、公害対策基本法に魂が入るか入らないかとい
う将来の問題にこれはかかってくると思うので
す。公害対策基本法と並んで審議をされているよ
うな法律でございますだけに、重大な公害対策基
本法というものの精神というものが生かされるか
どうか、これは石油業界の考え方にによって公害対
策基本法の行くえを占うような事態が出てくやし
ないか。石油業界というところも、人間的にたい
へん私は尊敬もしております指導者がたくさんお
られる業界でございますから、何ぶんの協力を必
ず得られると私は確信するものでありますけれども、
そういふ点について、最後にひとつ運輸大臣と
鉱山局長のお考えを承っておきたいと思ひます。

○大橋国務大臣 本法の成立実施に伴いまし
て、特に石油業者の全面的な協力精神が必要であ
るということ、これは申すまでもないことでござ
います。運輸省といたしまして、関係省と
協力いたしましてそうした機運を醸成することに
つとめ、法案の実施に支障なからしめるよう最善
の努力をいたす所存でございます。

○砂田委員 これで私質問を終わりますが、先ほ
ど伺いました船舶の衝突などによって船が損傷を
受けて油が流れ出た、急速に原状に回復する、そ
の義務を負うものは海上保安庁なのか港湾管理者
なのかという点について、大臣は検討してはつき
りさせようとおっしゃっていただきましたが、き
ょうでなくともけっこうですが、当委員会に御
回答をいただきたいと思ひます。よろしくござ

いますか。
○大橋国務大臣 これは現行法では双方に責任が
あるわけですが、いざとなると、どちらにも逃げ腰
になるということでございますので、この間、関
係行政機関の間でよく打ち合わせをいたしまし
て、どういう場合にはどちらがやるということをし
はつきりさせたいと思ひます。ことに両者とも運
輸省が所管官庁でございますから、話はある程度
つくと思ひます。

○砂田委員 終わります。

○八木委員長 板川正吾君。

○板川委員 船舶の油による海水の汚濁の防止に
関する法律案、この法律案に關しまして運輸大臣
にひとつ伺いたいと思ひます。

まず私は、この海上油濁防止法に直接関係して
おるのじゃないのですが、関連しまして、この海
水油濁の中心は御承知のようにタンカーでありま
す。タンカーの規制であります、そういう意味
で若干関連をしまして、法律に入る前に中東情勢
とタンカーの輸送、この問題でひとつ運輸大臣の
所見をまず伺っておきたいと思ひます。

そこで運輸大臣にお伺いしますが、佐藤内閣の
閣僚として、今回の中東の動乱をどういうふう
にお考えになっておるかということが一つです。そ
れはつい二、三日前の新聞では、たとえばスエズ
運河の開鎖はおそらくあるまいというふうなこと
が四日かの新聞に出ておりました。ところが今日
では、明らかにアラブ連合によってスエズ運河の
封鎖が行なわれたわけでありまして、このスエズ
運河の開鎖によるわが国の海運界、主としてタン
カー、これに及ぼす影響、これはどういうふう
にお考えになっておられるか、こういう点をまず
伺っておきたいと思ひます。

○大橋国務大臣 中東の動乱につきましては、私
どもまことに国際平和の上からいって遺憾千万な
事態だと存じます。何ぶん遠隔の地のことでござ
いますので、どういふ情勢で、どうして戦争にま
で発展をいたしましたか、それらの点につきましては
は私自身としては詳しく承知いたしておりませ

んが、願わくはすみやかに收拾されることを念願
いたしておるのみでございます。

そこで、スエズ運河の開鎖の問題でございます
が、スエズ運河の開鎖ということは、わが国の海
運界には重大なる影響を及ぼす事柄でございますし
て、貿易方面にも相当の影響が考えられるのでござ
います。特に問題をタンカーに限ってみますと、
と、わが国に対する石油の輸出につきましては、
スエズ運河を通過するタンカーというものはあま
りないと思ひます。しかし、わが国のタンカーが
第三国に用船されまして、三國間の輸送に当たっ
ておるものもございますので、これらについては
むろんスエズを通過するものもございますから、相
当な影響があると思ひます。しかし、そうは申し
ますものの、スエズ運河の開鎖ということ自体が
世界的に船舶不足——すなわちスエズ運河を通過
するかわりに喜望峯を経由あるいはパナマ運河を経
由することになりますので、航海日数が延びること
によって貨物量に比較して船舶の一般的不足を
来たしますもので、こうしたことがタンカーの用船
料あるいは運賃等に及ぼす影響も考えなければなら
ぬと思ひます。ただし、実際問題といたしまして
は、タンカーについては長期契約が多いようで
ございますので、その限りにおいては、急に日本
向けの石油の運賃、ことに日本船によるものが直
ちに上がることは考えられません。しかし、外国船
による石油の輸入というもの、今日日本タン
カーの不足のために相当多量ございまして、これ
らにつきましてはある程度運賃の値上がりという
ものも考えなければならぬと思ひます。

それからもう一つは、海上保険料が上がりま
すので、これの運賃に対するはね返り、こういう
ふうな考えますと、タンカーの運賃が相当上がるの
じゃないか。そしてその結果は、海運界といたし
ましては、日本船のタンカー料金はたいして上
がりませんが、外国からの用船についてはある程
度上がる。このことは結局収支のバランスからい
ますと、赤字がふえる率が相当多いということに
なるかと思ひます。

なお、いまのところではまだ情報があつてきりい

たしませんが、御承知のとおり、日本のタンカーは主としてペルシャ湾へ入つておりますが、ペルシャ湾におきましては、ある国は全面的に石油の輸出禁止をいたしておるようであり、また、ある国は仕向け地あるいは積み込み船の国旗によつて制限をしておりますというふうなことでございまして、どの国がどうなつてどういふふう

に扱つておるかというふうなことに付いては、いま関係方面でいろいろ調査をいたしております。まことにばく然たる抽象論でございしますが、ただいまお答えできることはこの程度でございまして、なお将来情報の確認されるに従ひまして、もっと具体的なお答えができればしあわせかと思

います。

○板川委員 タンカーの契約は大体二月から半年ぐらゐの長期契約になつておりますから、いま突然契約改定期がこない限りは急な改定はないと思

います。議論を先へ進めたいと思つたのですが、いま日本のエネルギーの六割は石油によつて確保されておるんですね。六割が石油であり、水力がわず

か一割、石炭が二割五分、こういう程度であります。この日本の第一エネルギーの六割のうちの九一%までいわゆる中近東、この地域から入つておるのです。この中東から入つております石油船、これは日本の船と外国の船とあるいは外国の会社が輸送を委託して向こうからくるものと、

一体どういふような比率になつてゐるのでしょうか。中東方面から日本に入るタンカーの国別の比率、これをちよつと伺います。

○高林説明員 国籍別のこれらの地区のものの資料が手元にございせんが、大体先ほど申しましたようにノルウェー、リベリア船等が主体でございまして、イギリスあるいはアメリカ、こういうようなものは若干はあるかと存じますが、全体的に比較的に少ないかと考えております。

○板川委員 いま大臣もちよつと触れられましたように、われわれの情報で伺つてみると、一応向こうでは船の国別別に、リベリアなりノルウェーなりあるいはパナマなり、そういう国々——アメリカ資本で運営されておる、実質的にはアメリカの資本だといふようなところであつても、船籍がアメリカでなければ積み出しはいかぬやうなところになりそうだと、ただいま交渉中だ、こう伺つてゐるのです。しかし、この中東の情勢があるいは不幸にして長引くといふことになれば、私は、他

積み取り比率といふのはどのくらいの割合を示しておるのですか。

○堀(武)政府委員 原油それから石油製品等ございしますが、原油について見ますと、日本船による積み取り比率は五七%でございします。

○板川委員 これは大臣にちよつと参考に向うのですが、アカバ湾の航行を遮断したのが今度の紛争の原因のきつかけだ、こう思ふのであります。が、海運国日本として、アカバ湾の自由航行の宣言に署名してくれといふことを、日本政府に対して英米から強く要請されておる、こういうふうな新聞は報道しております。しかし、アカバ湾に航行する日本の船舶といふのは、われわれ聞くとこ

ろによると、皆無だといふことです。あの地域に日本の船といふものはほとんど通らない、こういうのであります。

〔委員長退席、島本委員長代理着席〕

日本の外交は英米中心に動いてきておりますから、もしその宣言に日本が同意をするようなことになれば、当然私はいまのアラブ人の感情からいって、また再三、石油生産国會議で言明しておりますように、イスラエルを支援する国、それと提携する国には一切石油を出さないといふ宣言をしておりますから、そういうことになれば、日本の石油の九割一分を輸出しておる地域からの輸入といふものが大きな障害にあつておるやうな

一体どういふアカバ湾の自由航行権の宣言といふものに対して、日本は賛成すべきではない、あくまでも中立的な立場をとつていくべきではないか。こういうことはさすがに業界でも要請しておるやうであります。閣僚の一員としての運輸大臣、どういふお考えでございしますか。

○大橋國務大臣 今度の戦争に際しましては、政府といたしましてはあくまでも厳正中立といふ立場を堅持するといふ方針に相なつておるのでございまして、アカバ湾航行権云々の問題につきましても、もっぱらこの見地より処理されるべきでございします。

○板川委員 そうしますと、米英からそういう

要請があつても、それに日本が参加することは、何ら日本には直接関係がないことであり、問題の解決になるまいといふことで、この問題には日本政府はおそらく賛成する立場をとるまい、こういうふうな解釈してよろしいでしょうか。

○大橋國務大臣 まだ閣議におきまして、アカバ湾の航海自由の宣言につきまして、どういふ態度を日本政府としてとるべきかといふ論議は現実には行なわれたことはございせん。しかしながら、閣議で確立された対戦争態度といふものは、これは日本は厳正中立、どちらにもくみしない、こういうことでございしますから、これによつて御推察をいただけたらと思つてございします。

○板川委員 軍事的には日本がどつちへ介入するといふようなことはもちろんありません。ただ、やがてこのアカバ湾自由航行宣言をめぐつて議論のある時代があるであらう、こう思ふのであります。が、いま言つたやうに、もし米英側に加担するやうなことになるやうに、石油、原油源の確保といふ面で重大な影響を受ける。しかもそれが今後の日本の外交に大きな影響を受ける、こういうことをひとつお考えになつていただいて、社会党が多年考へておられます中立外交といふものを、ひとつ閣議の際にもとくと主張してもらいたいと思ふのです。これは希望であります。

そこで私は、法案の審議に入りたいと思ひますが、法案に関連して質問をいたします。海水油濁防止法、これがなぜ今日まで提案がなされたかといふこと、前の質問者も再々聞いたと思ひますが、一応私も伺いたいと思ひます。これは一九五四年、第一回の海水油濁防止国際會議に参加をして、受諾を条件として条約に署名した。一九六二年の第二回會議にも参加をしておる。こういうふうな受諾を条件にして条約に署名しておるならば、今日までこの条約に批准をしなかつた理由は具体的にどこにあるのでしょうか。

○大橋國務大臣 この条約を実施するにつきましては、国内法の整備その他国内の受け入れ体制を完備する必要がございましたが、これが今日まで

延び延びになっておったということが、おくれた原因であり、またそれ以外には何も理由はございせん。

○板川委員 完備がおくれたというのですが、この提案理由の中には、処理施設等がなかなか困難だから今日まで延び延びになったとありますが、処理施設をつくるのがそれほど困難であったというのですかというのを私は聞きたいのです。海運国といわれておる日本が、五四年に受諾を条件に条約に署名しておきながら、今日まで十数年間条約に批准する意思をなせ持たなかったか、それができなかったことはどこに原因があるのか、施設を整備するのに問題があるやに大臣の提案理由の中にはありますよ、見てください。しかし、どうも私はこの法律を見まして、おくらせるほど重大な支障はなかった。この点においては重大な困難ではないと思うのです。問題は、結局こういう海水油濁のような、いわゆる公害防止というもののあまり積極性を持たなかったということがおくれた最大の理由であって、困難性というものは、やる気さえあればできたのではないかと、こう思うのですが、今日までできなかったという理由をひとつ具体的に示していただきたい。

○大橋国務大臣 御承知のごとく、わが国におきましては、油による海水の汚濁というのは、近年に至りまして急に各地に見られるに至り、また、これに対する国民の関心というものが最近とみに高められてまいったわけでございます。したがって、今日に至つてようやくこれを批准するに適當な国内の体制と申しましょうか、環境と申しましょうか、そういうものがおのずから整うに至つた、それがまあ今回提案した理由であるわけでございまして、今日までおくれおつた理由を特にあげろ、こういうことになりまして、まあそういったような環境が今日まで必ずしも進んでおらなかったという点に要約されるのではないかとと思われま。

○板川委員 この運輸省で出した資料には、三十七年の第二回国際会議にも参加したが、条約上の義務を履行するための国内体制の樹立、特に廃油処理施設の整備について多くの困難があつたこの条約に加盟することができなかった、こういうのです。今度の法律を見て廃油処理施設等の概略がわかりました、この程度のことであれば、私はやる気さえあればもっと早く条約を承認することができたんじゃないか、運輸省においていわゆる海の公害、海水油濁というのについて積極的防止をしなかったという姿勢が今日までおくらした原因じゃないか、こう思うのです。しかし、水かけ論ならそれはそれでいいとしましょう。

この海水油濁に関連しまして、ちょっとまた横道へそれますが、伺いたいことは、過般英國の沖合でトリキヤニオンというタンカーが座礁をして、油槽から漏れた油がイギリス海岸はもちろし、フランス海岸までそれが及んだ。そしてイギリス海軍が、この油をなくするために爆撃をして燃やして被害を最小限に食いどめようという努力をされた。こういう世界でも例のない大型タンカーの座礁事件、こういう事件がありました。これはまあ公害とは言いません。災害かもしれない。しかし、海を油でよごすという点で共通の問題があります。私がここで伺いたいのは、同種の事件が万が一東京湾で起こつたという場合にはどういう対策がとられるのだろうか。トリキヤニオン事件というのは、その種の問題としては新しいいろいろな教訓を世界各國に与えた。こういうことが新聞にも報道されていますが、東京湾で同種の事故が起つた場合、たとえばこの資料にもありますように、昭和三十七年ですか、千葉の海岸でアメリカのタンカーが座礁して事故を起した事件がありましたね。イーグル号事件、三十七年二月二十四日に一万六千トンのアメリカ油送船が座礁をして油を出したという事件がありました。この当時は一万六千トンですからまあいいとして、五万トン、八万トン、十万トン、十五万トンというふうな大型船がこうした事故を万が一起こしたとすればどういう対策があるんだろ

うか、こういう点でひとつ当局の見解を伺いたいと思ひます。

○大橋国務大臣

先般のトリキヤニオン号事件は、まことに世界の海運界を驚かした大事件でございまして、いろいろあつた惨事の起こりました原因を聞いてみますと、いまの海運業者の常識では考えられないような船舶の操縦誤りから起こつたということが大体判明しつつあるようでございます。というのは、当然通るべき海峡を通らずに、それと全く違つた暗礁のある水域に向かつて、しかも白昼全速力で突っ込んだ。そういうようなことでございまして、しかもあの辺を航行した常識ある航海士ならば常識ではちよつと考えられない運転のしかたであるというように聞いておるのです。したがつて、あつた事件が日本の近海で起こるとは考えられませんが、日本は四面海をめぐらしてありますので、海上の事件といえは海上のどこでも起こり得る可能性はあるかもしれませんが、しかし、それに対してはいまから全部対策を用意するということとはなかなかできないと思ひますが、特に運輸省といつたしましてあの事件を契機として考えております点は、まず、そういうばかげた運転は別として、狭水路その他において通常の航海中にもちよつとした不注意で発生することのありそうなタンカー事故というものが、これは十分予想しなければならぬし、ことに最近大型タンカーがふえてまいりましたから、大きなタンカーがそういう事故のために故障して油を流すというふうな事態が起らないとも限らない。こう考へて、ただいまのところ重点を東京湾、伊勢湾、それから瀬戸内海、こういう水域に限つて特に調査、検討を進めておる次第でございます。

そのまず第一は、事件を起さないように予防に力を入れることが何よりも大切だと思ひますので、これらの湾口につきましては具体的に大型タンカーの航路というものをできるだけ早く決定しよう、特に東京湾等におきましては湾口は一つでございまして、その後川崎方面とかあるいは千葉方面というふうな航路も分かれておりま

航路というものを大型タンカーについて具体的に指定し、かつ、そのきまつた航路についてはこれを標識すべき航路標識あるいは灯台等をできるだけ早く完備するとともに、その航路を設定しあるいは維持するための水路の掘き等が必要ならば、それとできるだけ早急に行なう。それを根本といつたしまして、他の船舶の航行等にも逐次規制を及ぼしていく、こういうことで、第一に大型タンカーの湾内の航路の指定ということをやりたいと思つて、いま基礎調査を進めておる段階でございまして。何とか四十三年度の予算要求までにある程度の計画を立てまして、そのために必要な予算を頭だけでも出したい。さらにまた、こうした規制を行なうにつきましては新しい立法も必要でございまして、これもできれば次の通常国会に御提案申し上げたい、こういう意気込みでた

だいま進んでおる状況でございます。

しかし、これは予防の方法でございまして、現実に事故が発生した場合はどうするかということも考えなければならぬが、タンカーの事故の発生の場合におきましては、事故の状況に応じまして海上保安庁を中心として防衛庁、警察、消防、地方自治体等の関係機関及び民間諸団体等の全力をあげてオイルフェンス等を張りめぐらした。そしてこれによつて油の流出並びにその拡散を防止いたしますとともに、油の除却剤による処理などを行ない、必要に応じては油の瀦取り、事故船の安全海域への沖出し、焼却処分等を講じまして、付近海上及び沿岸の危険防止の措置並びに被害を局限するための措置を講ずるよう相談をいたしております。

○板川委員 そういう災害というのは実際予想しないときに起るもので、イーグル号事件でも富津沖で座礁をしておりますから、あるいは東京湾内で座礁がなくても、場合によると衝突ということもあり得るわけですね。そこでこういうよその事故を契機にしまして、安全対策というものをひとつ強化してもらいたいと思ひます。

それについて産業計画会議でいろいろと提言が

でございますが、大臣御承知と思ひます。知りませんか。これは東京湾海上安全に関する勧告というものでございます。産業計画会議で出してあります。この中で私一つ取り上げるべきだと思ひます。東京湾というのにはある意味では全体が一つの港になっておる。しかし、実際は川崎も横浜も東京も千葉も、港が幾つにもなつておつて、それが自治体の管理下にある、こういうことになつておる。東京湾全体としての一つの調整をする機能を持つ必要もあるんじゃないか。そうでないと、大型タンカーのような場合に十分な安全を守られないおそれもある、こう思ふのです。いまの大臣の構想というのは、ある意味ではそういうものを念頭に置かざると思ひます。ぜひひとつこういうトリキヤニオン事件のようなことが東京湾や瀬戸内海等で起こらないような対策、配慮をめぐらしていただきたいと思ひます。

それからもう一つ、これに関連しますが、万が一事故になつた場合の補償ですね。聞くところによりますと、トリキヤニオンでは六十五億の保険がかかつておつた。この保険は、船舶の価額以上の保険をかけられないということもあつて六十五億だ。しかし被害はとも六十五億じゃ間に合わない、こう思ひます。イーグル号事件の被害と、これが示談になつた関係を調べてみました。これはノリ及び漁業に影響を与えたために損害が三億八千万だということです。しかし実際に富津、木更津海岸における関係者は二千人をこえておつて、とても裁判になりません。裁判は不可能だから示談にするのはかたは、こういうことで、示談はアメリカ側の主張によつて、とうとう損害の四九%、約一億九千万で解決をした、こういうことがいわれておるのです。このイーグル号事件で、どの程度保険金を向こうでかけておつたかわからないのですが、保険制度というものとつ検討を要するのじゃないか、こう思ふのです。船舶の損害だけでパンザイする、こういうことでは、特に大型タンカーのような場合にはとても船だけでは間に合わないような被害が起こると思ふので

す。保険制度の検討ということもなすべきではないか、こう思ふのですが、これはいかがでしよう。

○鈴木説明員 ただいまの御質問でございますけれども、現在そういう損失を与へますと、民法によりまして、そういう過失があつたりした場合に賠償するといふ規定がございます。それが商法で援用されて、船舶の場合は、船舶とかあるいは運送貨、いわゆる海産物でございますけれども、海産物の範囲の限度でもってしか船主責任はないといふことでございます。したがつて、いまお話しのようないわゆる第三者に対する責任問題、これは大きな問題があると思ひまして、この点は、トリキヤニオン事件のときも国際会議におきましてそういう問題が取り上げられました。国際条約の面でもそういう面について早急に検討しようといふことになつております。

ただいま保険の問題でございますけれども、これは任意保険でございますけれども、PI保険と申しまして船主相互保険制度がございます。そういう第三者損害のてん補につきまして特別の制度がございます。これによりまして、たとえば油を流した場合、清浄に使つた費用等あるいは油によりまして海産物が死んだとかという意味の損害はPI保険によつててん補がされます。ただ、これはもちろん任意でございます。強制しておられませんので、今後そういう問題につきましても、もっと強力な効果がありますように検討していかたいといふふうに考えております。

○板川委員 時間の関係で急ぎますが、法律の第五条に、「五十海里以内の海域」とあります。この海里という単位を使ったことについて伺ひますが、これは計量法の規定に違反しないかどうか。計量法ではメートル法を原則としておりますが、違反しないかどうか伺ひたい。

○鈴木説明員 これにつきましては法制局と相談いたしまして、計量法に特例があるといふことでは海軍といふことを使つた次第でございます。○板川委員 特例があるからいいのですが、では

この一海里というのは一体どの程度の距離をさすのですか。

○鈴木説明員 千八百五十二メートルでございます。○板川委員 この千九百五十四年の油による海水の汚濁の防止のための国際条約、この国際条約第一条に、「マイル」とは、「海里」といふことになっておる。千八百五十二メートルであるといわれておりますが、こういう計算になりますと、一マイルが千八百五十二メートルということになります。間違ひありませんか。

○鈴木説明員 この条約ではそのとおりでございます。○板川委員 条約の原文に何て書いてあります。日本語に直す場合には、この条約には「マイル」とは、「ここに書いてあります。しかし、この翻訳のしかたは間違つていませんか。日本ではマイルとは千六百九十九メートルじゃないですか。この日本文で条約のマイルは千八百五十二メートルと書かれておりますが、これはどういふことですか。

○大橋国務大臣 御承知のとおりマイルには従来から二通りの使い方がございまして、一つは陸上の距離をはかるときのマイルでございまして、これはいま仰せになりました長さを昔からマイルと申しております。これは外国から輸入いたしました自動車なんかのメーターなんかのマイルはそれになつております。それからもう一つのマイルは海上の距離をはかるマイルでございまして、これは日本では戦前から陸上のマイルと区別する意味でマイルとは申さず海里と言つておりました。いまでも船の速度が一ノット、二ノットというのは、一時間に一海里あるいは二海里の速力という意味であります。これはその海上のマイルをさしたものでございまして、それで距離もこういうふうになり違ふのだと思ひます。

○板川委員 翻訳の日本語で書いた中に、海のマイルといふふうに書けばあるいは誤解がないかも

しれないけれども、ただマイルというから、ノーマルマイルといふことであらばこれはわかつたのでしようけれども、マイルとは一海里、一海里とは千八百五十二メートルといふものから、距離の単位が違ふかなと、ちよつと氣になつたのであります。

〔島本委員長代理退席、委員長着席〕それから、この法律の適用を受けるのが、十条に適用を受けるものと受けないものが規定されておりますが、条約には軍艦及びこれの補助艦といふのは適用しないといふこと。自衛隊の自衛艦は適用されますか、しないかどうか伺ひたい。

○鈴木説明員 自衛艦は本法を適用いたします。○板川委員 軍艦及び補助艦は適用されないと条約にあるが、適用される理由はどこにあるのですか。

○鈴木説明員 自衛艦も船でございますので、船は全部適用するといふ趣旨でございます。○板川委員 自衛艦はこの条約でいう軍艦ではない、補助艦ではない、こういう解釈でいいのでしょうか。

○鈴木説明員 本法では船であるといふふうに考へております。○板川委員 実はまだ質問があるのですが、四時に会議を招集しておりますので、私、これできょうは終わらしていただきます。○八木委員長 この際、産業公害対策に関する件について調査を進めます。質疑の申し出がありますので、これを許します。吉田之久君。○吉田之久委員 私は、この際政府に二つの質問をいたしたいと思ひます。その一つは、東京都の環七せんそくといわれる交通公害による問題が一つあります。いま一つは、この際特に産業公害や都市公害とあわせて農村公害といふものが各地に発生してきておりますのでその問題をとらえて御質問をいたしたいと思

して障害はないということになっております。したがって、そういう数字的あるいは測定的な意味合いから申しますと、障害を受けておる状態は必ずしもないわけでございますが、お尋ねのように、訴えとして目の刺激症状というものが出ておるわけでございます。

○吉田(之)委員 結局厚生省は、放置しておいていい程度の状況だというふうに判断しておられるのかどうか。そうでないとするならば、それは立体交差になり、車がスピードに走れば公害が減ることはわかっておりますけれども、現にいま困っておる住民に対して具体的にどういう指導をする、あるいは必要があればどういう援助をしなければならぬか。ひとりここのだけの問題ではなく、われわれは、現に起こっておるこういう公害が及ぼす人体への被害について、厚生省がどのように処置していかうとしておられるのか、こういうことを聞きたいと思ひます。

○館林府委員 たいだいま政務次官からお答え申し上げましたように、その解決は自動車の排気ガスの濃度を下げることにあるわけでございます。その手段としては、自動車の機械装置を要すること、排気の浄化をすること、そういうような自動車のほうに対して措置をとること、交通規制を行なう、すなわち立体交差にして、ここに停滞しアイドリングによる排出を少なくする、こういうことが最大の眼目でありまして、そのいづれも目下国の政策として実施しておる段階でございます。完成までには少し時日を要しますけれども、根本的な対策はそれが最も必要であるというところで、目下それぞれの担当部局で実施に努力をしておる段階でございます。

○吉田(之)委員 政務次官にお聞きいたしますが、こういう問題が起つてまいりますと、住民はいずれにしても真剣であります。何かいい方法がないものだろうかということで、それぞれ考え出すと思うのです。そのときに、先ほどの問題のように酸素吸入器なんかも当然考え得ることでありまして、また、そういう器具が大いに売りさばか

れると思うのです。私はいまの政府の御答弁で、酸素吸入器はあまり意味がないのだというふうに承りました。もしそうであるならば、政府はそれだけ行政組織を通じて、むしろこういう処置のしかたのほうが正しいのだというふうなことを、よほど懇切丁寧に説明してやらないと、この場合がそうだと私は思ひませんけれども、商魂たくましい商人と公害とが二重にその住民を苦しめていくというふうなことがあると思うのです。実はきょうの新聞で私もちょっと気がなつたのです。ある薬屋さんの宣伝で、有名な政治家がサイン入りか名前入りで自分の写真を出して、公害がひどくなつた、政治でもこれを直さなければならぬけれども、この薬はよくきくぞというふうな宣伝をなすつておるのです。私は良識ある政治家がそんなばかかなことをするはずはないと思ひます。しかし、政治家が公害をだしにする商魂たくましい業者に悪用されたり、あるいは公害そのものがそういうことに便乗されたりしては私はいへんと思ひますので、あわせてお考えを聞きたいと思ひます。

○田川府委員 御指摘のようなことがもし事実としますれば、まことに残念なことでございますが、そういうようなことが起こらないように、私も努力をしてみたいと思ひます。

○吉田(之)委員 先ほどの指導はされますか。

○田川府委員 そういふことが起こらないように指導をしてみたいと思ひます。

○吉田(之)委員 次に、第二番目に農村公害について質問をいたしたいと思ひます。これは委員長の選挙区でもありますし、奥野理事の選挙区でもありますし、私の選挙区でもある奈良県であります。起つてゐる問題であります。穀倉地帯の中心を流れる奈良県の曾我川や飛鳥川が今日のひどい干ばつの中で、農民たちはこの川に水田の水を求めようとした。ところがはなはだきたなくて、くさくて、しかも有害であることがわかつて、さすがにこの水は使えないということ、いまや農民は、工場の廃液による河川の汚濁によって非常な

実害を現にこうむつてゐる問題が大きく発生しておるわけなんです。こういう問題について政府はいままで何か調査をされたことがあつたか。あるいは指導をしてこられたことがあつたか。あることについて、まずお伺ひしたいと思ひます。

○松本府委員 いま御質問ございました飛鳥川、曾我川、これは大和川の上流でございます。大和川につきましては、下流の堺市の下水道の取り入れ口のあたりを基準にいたしまして、その上流全体につきましては昭和四十年十一月に水質基準を設定いたしました。その工場排水につきましてはその水質基準を守るように措置をしておるわけでございます。この水質基準の設定につきましては、既存の工場につきましては、たとえばBODで百二十まで特例としてやむを得ないということ、六つの工場につきましてはそれをオーバーした点に基準を置いておりましたが、一般の既存工場につきましてはBODで百二十まで。それから四十年十一月のこの基準を設定いたしましたとき以後に新しく設けられた、あるいはまた増設されるものにつきましては、BODでは二十までというふうな基準を設定いたしておりまして、そういうことによりましてこの河川の汚濁の防止に当たつておるわけでございます。

○吉田(之)委員 水質基準を設定したり、いろいろ大和川の河川の汚濁に対して防止の対策を講じておられることはわかりますけれども、しかし、そういう法律をつくつたり、あるいは基準の適用をしたりしただけで政府の仕事が終わつたとはいえないと私は思ひます。現に農民にまでこういう深刻な打撃を与える公害が各地で起つておる。しかもそれらがたとえ衆議院等で論議されない限りは、あるいは政府は全く知らないままにこれを放置するのではないかと、いふうな気がいたします。いままでこういうことに関しまして、政府みずから、通産省みずからいろいろと努力されたことがあるのか、工場密集地帯は別として、農村地域において問題のある工場がいろいろな弊害を及ぼすのではないかと、いふことについて、個々に指導したり点検したり監督をされたことがあるのかどうか、まず伺つておきたいと思ひます。

○松本府委員 水質基準の設定をいたしまして、それを工場のほうで順守いたしまして水質をきれいにしているというのには、まず水質保全法によりまして水質基準を設定する。次に工場排水規制法によりまして、工場がそれを守つていくことをやつていく、こういうことになっております。経済企画庁といたしましては、水質基準の設定をいたします水質保全法のほうを担当いたしまして、こういう基準の設定につきましてつとめておるわけでございます。この大和川につきましてはBODで申しますなら、その汚濁負荷量は、工場が二〇%くらい、一般の家庭下水が八〇%くらいという割合に調査の結果なつておるわけでございます。非常に大きな要素が家庭下水の処理にかつておるわけでございます。したがって、この基準を設定いたします場合にも、この流域下水道の整備が非常に大切である、こういうふうな考えられまして、経済企画庁長官から関係の大臣に、下水道整備につきましての勧告がなされております。この流域の下水道につきましては、昭和四十一年度建設省におきまして計画の調査が行なわれておるわけでございます。個々の工場が排水基準を守つておるか、いふことについては、調査あるいはその指導といたしましては、先ほども申しましたように所管であります通産省あるいは農林省においてやつておるところでございます。そのいふ点は、その詳細につきましては通産省あるいは農林省のほうからお答えいただくのが適當であると思ひます。

○馬場説明員 たいだいま企画庁のほうから水質基準について御説明がございましたが、大和川水系につきましては、たいだいま御説明がございました。水質基準が設定をされておりました、これを受けまして各工場ごとにその水質基準を守る監督、規制は通産省の所管、企業につきましては通

産省、具体的に申しますと各通産局がこれに当たっておるのでございます。大和川におきましては、特に先生仰せになりました飛鳥川あるいはその水系にございまして特に問題になります業種は染色整理業あるいは毛紡績というような工場が約三十ばかりありまして、これがBODにつきましては一般既設工場につきましては百二十PPM、それから特例を設けられました工場、これは五工場ございますけれども、これにつきましては二百五十という線で通産局がこの規制をやっております、この地域につきましてはこの規制の範囲内にとどまるように規制をいたしておるのでございます。ただ、この既設工場につきましても非常に排水量の少ない、具体的に申しますと日量百トン未満の排水しか出さない零細な企業につきましては、この水質基準の適用を受けないということになつておりまして、この適用外の工場が数工場あるというところでございます。

○吉田(之)委員 企画庁がいろいろと基準をつくられ、あるいは関係各省各局にいろいろと指示、通達をして監督をしておられるはずなんでございませうけれども、事実はそうはなっておらなかったということを私はこれから申し上げたいと思うのです。特に御承知のとおり現在ひどい干ばつであります。したがって、工場排水というものが非常に濃度がきつくなつてしまつておる、こういうことと。そこへ、先ほどお話もありました都市排水も

いはSSで五千をこえるのではないかとというふうなことは県側でもすでに想定しているようなのであります。しかもそれはたくさんの窒素化合物を含んでおります。こういうものがそのまま捨てられてはならないので、それぞれ指導はなさってきております。確かに三十九年に同工場は活性汚泥方式で処理槽をつくっております。設備近代化資金からその限度額の三百万を借りまして、さらに他に資金を求めて、一千万以上の経費をかけて処理施設を一応はつくっておるわけなんです。さらに四十年になってから製造工程段階に蒸発がま五个をつくって、そして四十年の五月にこれを据えつけております。スラッジと称するカスを濃縮して処理しようという施設のようにございます。ある程度誠意を尽くしてその能力の限界まで努力はしておると思うのです。にもかかわらず、工場側自身が今日でもこの問題の中で認めているように、相当飛鳥川、曾我川に対して汚水を現に流しておる。これは一体どこに問題があるのか、その処理技術そのものがまだ不完全なのであるか、あるいはせつかく施設をつくってもそれを十分に活用してはなかったのか、私はやはりこのどちらかか、その一番大きな原因を形成していると思うのです。問題はこの辺にあると思うのでございますけれども、こういう点について、いままでも何らかの監督や指導をなさったことがあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○石田説明員 ただいま先生の御指摘になりましたように、三和澱粉では、トウモロコシを原料にいたしましてコーンスターチをつくっております。先ほど企画庁の局長のほうから水質基準のお話がございますが、現在、先ほど答弁ございましたような基準が適用になっておりまして、その指導、監督は一応知事がやっておるわけでございます。これまで実は私たち公害について聞いていなかったわけでございますが、きょう先生の御質問があるということでございましたので、急遽質問で私のほうで聞いただけしたところ、まだ被害の程度なり、それからどうやっておりましたか

はつまびらかでございませんが、確かに被害の出ていることは明らかでございます。それに對しまして、先ほど先生の御質問では、理由を二つあげられました、どちらかであろうというお話でございましたが、その辺はどちらであるかはまだ調べてございませぬけれども、社長の申しますのには、今後は公害防止の設備も整っておることでございますので、再びそういうような災害の起きないように万全の措置を講ずるということを電話で申してまいっておりますので、これは直接には知事の指導でございませぬけれども、コーンスターチにつきましては私のほうの所管でもございますので、今後そういうような公害が出ませんように十分な指導をしてまいりたいと思っております。

○吉田(之)委員　でん粉の場合は農林省の關係であつて、知事に委任をしているようでありますけれども、染色工場の場合は、これは明かに通産局が管理、監督をしているのではないですか。

○馬場説明員 染色業につきましては通産局が排水の規制をやります。それで、この公害地域におきます約三十工場の染色工場につきましては、昨年の七月一日にこの基準が適用になっておるのでございしますが、それからたいたいまで、大體七月一日以降、これは四十一年度でございしますが、残り九月まででございますが、この間各工場に對しまして、大體一工場当たり三回ずつ、通産局の職員が巡回をいたしまして工場の廃水を持って帰りますして、それを分析いたしまして、水質基準どおりやっているかどうかというチェックをいたしております。

○吉田(之)委員　そのチェツクの結果に異常はなかつたのですか。

○馬場説明員 それは、廃液を採取いたしましたして通産局へ持って帰りまして分析をするわけでございます。その結果、排出基準を越えた廃液でありました場合におきましては、その工場に対してまして当然排出基準に適合するように指導をいたすのでございます。ただいままで聞きましたところでは、一応そういうことは聞いておりません。

○吉田(二)委員　農林省のほうにお聞きたいのですが、今度のこの廢液によつて及ぼした水田の被害の現状であります。田原本町において苗しろが六万六千平方メートル、農家戸数にして四百五十戸、耕地面積にして二百ヘクタール、それから三宅村のほうで、苗しろが二万三千五百平方メートル、二百十五軒、耕地面積が七十一ヘクタール。これだけの相当広範圍にわたる農家が、このことによつて苗しろに水を引くことができないといつていうことで、いま非常に困つた状態におちいつております。現に水を引いたところでは苗しろに根腐れが生じてきておる、日に日に苗しろの生氣がなくなつてきておるといふうなことでございしますが、農林省としては何らかの調査をされたことがあります。

○上田説明員　いまお尋ねのことに関しましては、農林省では圀方の農政局が指導に当たつてゐるわけでございますが、こまかいことにつきましては情報を得ておりませんでしたので、午前中に京都にあります近畿農政局に電話を入れて尋ねてみましたところ、農政局の担当の部課は奈良県のために状況を存じておりませんでした。そのために状況を存じておりませんでしたのでありますけれども、さらに奈良県の耕地課と農務課とに問い合わせました。それによつて、いま先生が御指摘のような事情を知ることができたのでございます。

なお、苗しろの面積だとか、ひいては出てくるであろう本田面積とかいう数字については承知しております。ただ、苗しろに被害があるが、いま食糧庁関係からお答えいたしましたようなことで、工場が善処方を約束いたしておりますので、水質が好転するのではないかという希望を持っておるわけでございます。しからざる場合には、果庁の当該課のほうとよく打ち合わせまして、できるだけい方向に努力いたしたい、指導していきたい、かように存じております。

なお、本田期に入りますと、あと一週間ばかり後と思いますが、六月十五日以降は、農林省の国

管かんがい排水事業で実施します十津川、紀ノ川のほうから大和盆地のほうへ取水、分水いたすことに相なっております。その能力が毎秒十一トンでございますので、常時は六、七トンを予定しておるわけでございまして、十一トンを放流して被害の軽減のために期したい、こういうことを奈良県の農業水利関係の機関と近畿の農政局のほうとで手はずを整えておるような次第でございます。

○吉田(之)委員 でん粉の残渣というのですか、それが非常に大量の窒素分を含んでおる。さらに、先ほど申しましたように染色の廃液がまじってくる、あるいは尿等を含むいろいろな家庭から排出される悪水が流れてくる。これらによって相当窒素分を含む有機物が水の中に多くまじっておりまして、これが水田に入って還元作用を起こして、土の中の酸素を吸収してしまふ。そういうことによつて根が呼吸困難になつて苗しるが枯死していく、枯死寸前である。六月十五日になれば吉野川の水が分水されて流れ出ることはわれわれもよく承知しておりますけれども、苗の間に被害を受ける、あと幾ら十分に水を供給してやっても、水稲というものは大きな影響を最後まで受け続けるというところについては、まああなたのほうで専門であると思うのですけれども、しかもこういう問題は全然いまだで出先機関のほうから御報告がなかったようでありまして、何も新しく数日前に起こつた問題ではないのです。三十八年当時一度こういう状態が発生いたしました。これは田原本町の責任者もそのことを申し出ております。全国においてもしばしばこういう産業公害が農業に及ぼす影響が生じておるはずなんです。なぜそういうことがそのつど克明に報告されないのか。そういうことが十分に報告されておるならば、こういう被害もあらかじめ予知されて、また防止できたかもしれないというふうな気がいたしますだけに、通産局からも報告がない、地方農政局からも報告がない、この辺に私は今日の公害問題に対する行政当局の、まだ積極性

を非常に欠いている傾向が、代表的にあらわれておるのではないかと、ううな気がいたしますので、特に今後留意していただきたいと思つております。

○上田説明員 先ほどのお尋ねのときに、私の答えが少し不正確であつたと思つております。本日たまたま苗しるが非常に大きな被害を受けているというふうな事実についてあいにく存じませんでした、こういうふうにお答えいたしましたわけでございます。また、曾我川沿岸の水田が、都市下水とか、でん粉、染色工場の廃液等によつて被害を受けている事情は承知いたしております。その点訂正させていただきますかと思つております。

○吉田(之)委員 政務次官に申し上げますが、お聞きのようにいまや公害対策基本法をめぐつて、健康の保全と経済の健全な発展、これの調和をはかるというふうなことがいろいろ議論されておりますけれども、むしろ産業が産業を破壊しかけておるというふうな点を、この際政府も十分に留意しなければならぬのではないかと、単に人間対産業の問題ではなくして、産業対産業、いわば第二次産業が第一次産業に対していへんな被害を与え始めているのではないかと、ううなことが考えられますので、基本法制定のためにいろいろの議論がされていくときでございまして、政府自身としても、産業対産業の問題もあるというところを、この際十分に念頭にに入れておいていただきたいというふうに考える次第でございます。

なお、いろいろとこういう防止対策を講ずる上には、中小企業の場合には相当な経済的な負担を必要といたします。現に三百万円程度の限度額で、しかも設備近代化資金のワクの中から公害防止施設というものを捻出していかねばならぬというふうなことでは、とても間に合わないのではないかと、ううなことを考えております。次官のお考えをお伺いいたします。

○田川政府委員 今回御審議を願つております公害基本法におきましては、御承知のように農林水産、そういうような方面につきましても、生活環境保全の一環として保護することになっておるわけでありまして、具体的に各水域の利用目的や水質汚濁の程度、それぞれの特性に応じて水質汚濁にかかる環境基準を設定して、そしてできるだけ公害を防いでいく、こういうつもりで立案をしておりますので、法案が成立をいたしました晩におきましては、そうしたいままでのような弊害が起らないように努力をしてまいりたいと思つております。

また、ただいま後段にお話しになりました、近代化の設備に対する融資にいたしまして、低利の融資というふうなことも整備充実をはかつていく方針でございます。

○吉田(之)委員 建設省のほうにこの問題で伺いをいたしたいのですが、私の考えでは、いま問題のような川、特に工業用の下水道の役割りを果たしておる川であつて、しかも農業用水路の役割りを果たしておる、こういう二つの作用をしておる河川の場合に、いま申しとおるような問題が特に強く出てまいります。したがって、現在までの水質基準の設定とかあるいはいろいろの水質汚濁を防止する方法を考えておられるその根拠は、基本的な考え方は、都市河川方式と申しますか、いわゆる都市部の川をいかに守るか、この程度守り得れば都市に対して公害を与えないのではないかと、ううな考え方が絶えず基準の尺度になつておつたのではないかと、ううなことを申し上げます。むしろ、ただいまからは農業用河川方式と申しますか、いかにして農業用のきれいな水を守るかという点で、あらためて水質基準等の再検討をしなければならぬのではないかと、ううなことを考えるわけですが、その点建設省のほうの考え方としては、河川の問題をどういうふうにながめておられるか。

いま一つは、河川法の二十九条によつて、当然河川局は、河川の清潔を守り、その流量を確保するために、管理上支障を及ぼすおそれのある行為については、これを禁止もしくは制限してきておらなければならぬと思つております。こういう

う点について、今度のこの問題で何らかの措置をされたことがあるかどうか、ひとつお伺いしたいと思います。

○上田説明員 都市河川方式とかあるいは農村河川方式というふうな問題でございまして、この問題は企画庁からお答えしたほうがいいかと思つております。

ただ、せっかくの御質問でございますので、建設省のこれに対する基本的な考え方を申し上げますと、河川の汚濁の問題については、当然のことながら建設省としても非常に大きな関心を持っておりまして、水質保全のためには総合的対策を講ずる必要があるというふうに考えております。この対策といたしまして第一に考えられるのは、当然下水道の整備の促進でございますけれども、それ以外に必要な河川の維持、用水の確保、それから他の河川から浄化用水を導入する、あるいは河床汚泥のしゅんせつ事業、こういうようなものを促進して浄化をはかつていくというふうなことを考えております。

それから河川の汚濁の原因となる排水の規制につきましましては、河川管理者の許可を受けさせる措置を講じて強力な規制をするというふうなことをいま検討しております。それを具体的に申し上げますと、河川法二十九条の政令の制定という問題になりますけれども、これは現在各省と折衝しているのが現状でございます。

それからもう一つは、大和川水城の問題でございまして、これは大和川の流域下水道計画というのをいま計画いたしまして調査を進めておるといふような段階であります。

○松本政府委員 水質基準の設定につきましては、その侵害されております被害がどういふものであるかというところを考慮しまして、たとえばサケ・マスあるいはアユというふうな水産物の被害を防止しなくてはならない、こういうときには、そういう水産物に被害がないように、また農業でございましては、その農業に被害がないように、また上水道でございましては、その上水

道として使用するのに支障がないように、そういったことを判断の基準にいたしまして利水の基準を想定し、それに基づきまして工場の排出基準を考えている、こういうことで作業いたしておるわけでございます。

○吉田(之)委員 いま下水道の問題が出ましたけれども、下水道の場合も、大和川流域の下水道を完成する場合には約二百七十億の金がかかると思うのです。ところが、現在の国の補助率は十分の四ですか、しかし実際はそのプランチなどには一切補助がありませんので、事実上は総工費の一、三%しか補助してもらうことにしかならない。これではなかなか下水道を受け入れることが今日の住民の能力ではできない。地方の貧しい財政の現状では受け入れられないというところに問題があります。したがって、今後下水道事業の完成を急ぐためにも、ひとつさらに積極的な、公害対策の一環としても政府はこの問題に努力を払い、実施可能な限度まで国の補助率を上げていくというようなことをなさるべきだと思うのでございます。

特に今度のこの農業被害と関連いたしまして、簡易水道にも被害が出ております。この流域に百九十七戸、八百六十二人が利用いたしております。浅井戸式の簡易水道があるのです。これは私が県会議員時代にお手伝いしてできた簡易水道なんですけれども、それが今度の河川の汚濁によって非常に危険である。したがって、なま水ではこの水を使用するなというふうなことで、全部町が警告を出しておるというふうな状態まで生じております。したがって、こういう面でも厚生省は直ちにいろいろと指導をなされなければならぬと思うのです。

特に河川の汚濁だけではなしに、非常な悪臭がその付近一帯をおおっております。この際もうがまんを越える段階に入つた。農民の場合はいろいろとこういう点についてはわりとしぶり強うございいますけれども、今度のこの悪臭だけははやがまんを越える段階になったということを彼らは

言っているのであります。悪臭防止については、まだ公害対策として政府は本腰を入れておられないように私は感じております。測定方法がいろいろとむずかしいようではありますけれども、単に河川の汚濁とかいうことだけによって悪臭が出るのではなしに、穀粉工場からも相当な悪臭が出ております。あるいは都市と農村との接点にあるこの種の地域においては、養鶏業者が非常な悪臭を近所に与えて迷惑が出ておるというふうな問題も出ております。この際、政府は悪臭問題についてどのように考えておられるのか、もっと積極的に何らかの基準をつくるべきであるという姿勢を持っておられるのかどうか、お伺いいたします。

だ、それに対してこのように処置したとかいうふうなことも全くなされない、ただ一方通行でわれわれの苦情を訴えるだけなんであって、それがどのように処理されているのか、全然反応を確かめることができないというふうなことも申し上げております。また、この問題でいろいろあるのは町村あるいは国に質問をいたしても、あるいは経過を開きまして、各省にまたがっておりまして、はなはだ話はばらばらであります。いよいよこうした一元化の処理をするために何らかの強力な機関が必要ではないか。中央公害対策委員会というふうなものがつくられて、その事務局が完全に充実して、こういう問題が起れば直ちに先でもそういう機関があつて対応していく、それが全部政府のほうに吸収されて、直ちに処置をされていくというふうなことになるなければ、公害対策というもののしよせん絵にかいたものを終わってしまうのじゃないかというふうなことを強く感じます。いま起こつております問題につきましても直ちに対処していただく必要と存じます。同時に、この問題を一つの貴重な例として、今後の公害対策、特に農村を襲う公害問題について対処していただきたいと思います。

それから悪臭につきましては、なかなかこれは基準がむずかしいでございます。けれども、いま奈良県のほうであります具体的な問題ばかりでなく、東京周辺にも悪臭の問題でずいぶん表面化しているところもあるわけでございますが、そうした問題につきましては、発生源の対策を立てまして、できるだけそうしたことにならないようにに努力をしてまいりたいと思つております。

○田川政府委員 最初のお話の簡易水道のことにつきまして、事柄が飲料水でございますので、私どものほうでよく調査をいたしまして善処いたしたいと思つております。

○吉田(之)委員 最後に、こうした問題をいろいろ質問いたしますといよいよ痛感するわけなんですけれども、政府はいろいろと公害防止のために考えている、検討している、計画しているということは承りますけれども、現にこういうふうな措置置いたというふうなことがほとんど出てまいっております。また、先ほど来申し上げておりますように、通産局から通産省のほうへの公害に対する報告が十分でない、あるいは地方農政局から農林省に対して時宜に適した遅滞ない報告がなされていくようにも考えられない。現に末端の市町村に参りますと、いろいろこういう問題で行政苦情を聞きに国や県が来られる場合に、特に公害の問題について訴えるのだけれども、それは聞きっぱなし

それから、被害を受けられる方々、そうした方々の声を十分受けとめる、苦情を受取つてそれを処理するといふような組織といふますか、機関と申しますか、そういうものも何らかの形でつくつて、そして公害の防止の一つの基礎にしなければならぬ、こういうことも考えておるわけまゐります。

であります。いずれにいたしましても、基本法の成立を期して実効ある対策を打ち立てていくように努力してまいりたいと思つております。

○吉田(之)委員 以上で質問を終わります。

○八木委員長 次会は来たる十四日水曜日午後一時より理事会、理事会散会後委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時八分散会

産業公害対策特別委員会議録第五号中正誤	
ページ	誤
一七	段行
二〇	坊止
二二	五千五百円
二四	予定されて
二六	供つてはいない
二八	使つてはいない
三〇	ちぐはぐ感
三二	ちぐはぐに感